

# 入札公告

平成27年9月18日

独立行政法人労働安全衛生総合研究所

理事長 小川 康 恭

## 1 競争入札に付する事項

件名及び数量

平成27年度労働安全衛生総合研究所建物外壁補修等工事 一式

## 2 競争参加資格に関する事項

- (1) 契約を締結する能力を有しないと認められる者又は破産者で復権を得ていない者でないこと。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者はこの限りではない。
- (2) 以下の一に該当すると認められる場合は、その事実があつた後2年間を経過している者であること。なお、これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。
  - ① 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。
  - ② 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者。
  - ③ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者。
  - ④ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者。
  - ⑤ 正当な理由が無くて契約を履行しなかった者。
  - ⑥ ①～⑤の一に該当する事実があつた後2年間を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他使用人として使用した者。
- (3) 平成27・28年度の厚生労働省競争参加資格において、厚生労働省大臣官房会計課長より「建設工事」のうち「建築一式（B、C又はD等級）」又は「塗装（B又はC等級）」若しくは「防水（B又はC等級）」に格付けされている者。
- (4) 建設業法に基づく主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
- (5) 官庁から指名停止を受けている期間に該当しない者。
- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、官公署から排除要請があり、当該状態が継続しているものではないこと。
- (7) 下記3の入札説明会及び現場見学に参加していること。

### 3 入札説明会及び現場見学会

(1) 日時 平成27年10月2日(金)午後1時30分より

(2) 場所 東京都清瀬市梅園1-4-6

独立行政法人労働安全衛生総合研究所

本部棟3階 総務課会議室

(3) 参加を希望する場合は、10月1日(木)午後5時までに下記アドレスへ申込み  
こと。

【連絡先】独立行政法人労働安全衛生総合研究所総務部総務課経理第一係

塩見 (shiomimasaki@s.jniosh.go.jp)

長井 (nagai-masaki@s.jniosh.go.jp)

TEL: 042-491-4512 (内線229、228)

FAX: 042-491-7846

### 4 入札及び開札の日時及び場所

(1) 入札書の提出

入札書は、郵便若しくは信書便による送達(以下「郵送等」という。)又は入  
札会場への持参により受け付ける。

ただし、郵送等の場合には、書留郵便等の配達記録が残るもので開札日当日  
の午前10時00分までに必着のこと。

(2) 入札及び開札の日時、場所

日時: 平成27年10月14日(水)午後3時00分

場所: 東京都清瀬市梅園1-4-6

独立行政法人労働安全衛生総合研究所

本部棟3階 総務課会議室

※入札者が開札に立ち会わない場合には、FAXにて結果をお知らせします。

### 5 仕様書に対する質問

仕様書に対する質問がある場合は、次に従い提出することができる。

(1) 受付期間及び方法

平成27年10月7日(水)午後5時00分

FAX(A4、様式自由)にて受け付ける。

(2) 受付先

上記3の連絡先と同じ。

(3) 回答

平成27年10月9日(金)までに回答する。

### 6 その他

(1) 入札保証金に関する事項

入札保証金の納付を免除する。

(2) 入札の無効

上記2に示した競争参加資格を有しない者のした入札は、これを無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要。

(4) 契約に係る情報の公表に関する事項

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところである。

これに基づき、別紙のとおり、当研究所との関係に係る情報を当研究所のホームページで公表することとするので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行うこと。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなすので、ご了承ください。

以上

## <独立行政法人の契約に係る情報の公表>

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当研究所との関係に係る情報を当研究所のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

### (1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当研究所において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職していること
  - ② 当研究所との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- ※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

### (2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当研究所の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当研究所OB)の人数、職名及び当研究所における最終職名
- ② 当研究所との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当研究所との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨  
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

### (3) 当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している当研究所OBに係る情報(人数、現在の職名及び当研究所における最終職名等)
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当研究所との間の取引高

### (4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(4月に締結した契約については原則として93日以内)

### (5) その他

応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがありますので、ご了承ください。

# 入札説明書

## 1 競争に付するもの

平成27年度労働安全衛生総合研究所建物外壁補修等工事 一式

## 2 工事の内容・規格・数量及び契約条件

仕様書及び契約書案のとおり

## 3 履行期限及び場所

期限 平成28年3月15日（火）

場所 独立行政法人労働安全衛生総合研究所（清瀬地区）

化学安全実験棟、電気安全実験棟、環境安全実験棟

## 4 支払条件

履行完了の確認をもって支払うものとする。

## 5 入札心得

- (1) 入札価格は、本件の履行にかかる費用の総額に 消費税等相当額を加えた金額 とする。
- (2) 落札者は、当法人の定める予定価格の制限の範囲内で最低価格を提示した者とし、当該入札価格をもって落札金額とする。
- (3) 入札書の形式は任意とする。（参考：別紙様式1）
- (4) 入札書の宛名は、「独立行政法人労働安全衛生総合研究所理事長」とすること。
- (5) 入札書には、社名及び代表者名の記入、社印及び代表者印を押印すること。
- (6) 代表者以外の者が入札する場合は、委任状を持参すること。（参考：別紙様式2）
- (7) 入札書における金額訂正は行わないこと。
- (8) 入札の最低価格が予定価格を超えている場合はその場で再度入札を行うので、そのための入札書を用意すること。なお、郵送等による入札の場合は、以下のとおりとする。
  - ① 再度入札を行う際に参加を希望する場合は、あらかじめ複数の入札書を送付すること。入札書を封筒に入れ封印し、かつその表面に社名及び「開札日『入札件名』の入札書在中」と記載し、初度入札の入札書在中の封筒には「1回目」と、再度入札の入札書在中の封筒には「2回目」と記載して、それらをまとめて別の封筒に入れ、送付すること。
  - ② 再度入札を行う際に参加を希望しない場合は、入札書を1通のみ送付すること。
- (9) 落札とすべき同額の入札をした者が2人以上いるときは、直ちに当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。

## 6 入札者に求められる義務

- (1) この入札に参加を希望する者は、次①～③の書類を平成27年10月13日（火）までに提出しなければならない。
  - ①入札公告2（3）の競争参加資格を有することを証明するもの
  - ②同（4）に掲げる配置予定者について資格を有することを証明するもの
- (2) 入札公告3の入札説明会及び現場見学に参加すること。

## 7 その他

入札説明書についての不明点、入札書類等に関することは独立行政法人労働安全衛生総合研究所総務部総務課経理第一係（担当：塩見、長井）に問い合わせして下さい。

TEL：042-491-4512（内線229、228）

以上

# 入 札 書

独立行政法人労働安全衛生総合研究所 理事長 殿

1 件 名 平成 2 7 年度労働安全衛生総合研究所建物外壁補修等工事 一式

2 金 額 ￥ — (税込)

上記のとおり入札いたします。

平成 2 7 年 月 日

入札者 住 所  
会 社 名  
代表者名  
代理人名

印  
印

# 委任状

独立行政法人労働安全衛生総合研究所 理事長 殿

は を代理人と定め、下記の行為を行う権限を委任します。

## 記

1 委任する行為

「平成27年度労働安全衛生総合研究所建物外壁補修等工事 一式」の一般競争入札に係る入札書の提出に関する一切の行為

2 委任する期日

平成 年 月 日

平成27年 月 日

住 所  
会 社 名  
代 表 者  
代理人名

印  
印

## 仕様書

### 1 工事名

平成27年度労働安全衛生総合研究所建物外壁補修等工事 一式

### 2 工事場所

独立行政法人労働安全衛生総合研究所 清瀬地区（以下「研究所」という。）  
東京都清瀬市梅園1-4-6

### 3 工事概要

平成26年に行った調査の結果（別添1参照）劣化が進行し、修繕が必要であることが判明したため、研究所の各建物（化学安全実験棟、電気安全実験棟、環境安全実験棟）の外壁補修等工事を実施するもの。

工事対象は、次のとおり研究所内に所在する建物である。（別添2参照）

施設名	構造	階層	建築年次	建面積(m <sup>2</sup> )	延面積(m <sup>2</sup> )
化学安全実験棟	鉄骨及び鉄筋コンクリート造	地上2階	1985	619	1,079
電気安全実験棟	鉄骨及び鉄筋コンクリート造	地上3階	1990	648	1,444
環境安全実験棟	鉄骨及び鉄筋コンクリート造	地上3階	1990	351	1,090

### 4 工事要件

- (1) 国土交通省「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）平成25年版[平成26年3月改定]」（以下「標準仕様書」という。）による。  
[http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild\\_tk6\\_000074.html](http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk6_000074.html)
- (2) 特記仕様及び想定施工数量については、別添3による。
- (3) 作業場所の数量・状況について、入札説明会時又は業者決定後に確認すること。
- (4) 工事に伴い建物その他を汚染、損傷のないよう十分留意し、汚損を与えた場合は補修すること。
- (5) 工事に伴い仕様書と現場が相違する場合やその他記載のないもの、または疑義が生じた場合は、対応案を提示し調整を行った上で、監督職員の指示に従うこと。
- (6) 関係法令を遵守すること。

### 5 納品書類

標準仕様書に規定される「監督職員に提出」「監督職員に報告」「監督職員と協議」「関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続等の写し」に係る書面。

### 6 工事検査

- (1) 契約書に規定する工事の完成の確認であって、検査職員が行う検査をいう。
- (2) あらかじめ検査に必要な書類（納品書類等）の提出及び準備を行うこと。
- (3) 検査に当たって必要となる書類、資機材及び労務等は請負者が準備すること。

### 7 履行期間

契約締結日から平成28年3月15日までとする。

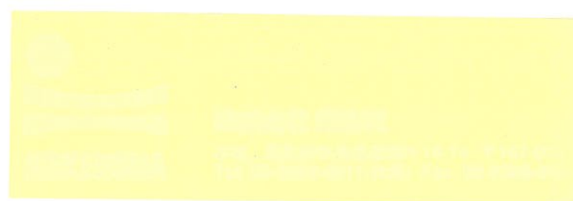
施工完了後、記録及び自主検査の結果を提出した上で、平成28年3月15日までに検査を受けること。

以上



# 化学安全実験棟

## 建物調査報告書



# 建物の調査・診断報告書

建物名称	独立行政法人労働安全衛生総合研究所	調査日	平成26年 2月 26日
	<b>化学安全実験棟</b>		
所在地	東京都清瀬市梅園 1-4-6	調査員	
用途	総合研究所		
構造・規模	RC造 地上2階 PH1階 化学安全実験棟	調査方法	目視・打診検査
竣工・経年	昭和 60年 築 29 年	作成日	平成26年 3月 6日

化学安全実験棟の建物診断結果及び劣化状況についてご報告申し上げます。

本報告書の調査診断は、各部打診及び目視調査が主なものですが、その他各部位についても個別に劣化状況をまとめてございますので、現在の建物の状況を把握して頂きますと共に、今後の改修計画の判断材料としてご活用いただければ幸いです。

## 総合所見

- 化学安全実験棟は新築以来29年が経過いたしました。

今回の調査は、外壁・屋上まわりの外部を主に目視・打診により点検調査いたしました。

本棟は、経年劣化が非常に進行した状態であり 特に北側外壁面においては鉄筋爆裂の発現が多くみられ、剥離落下の危険性を伴う部分も一部確認できました。

躯体補修を伴う外壁修繕工事を実施しなければならない時期を超過した状態のため、下記内容の修繕工事を計画される事をご提案いたします。

～今後検討すべき修繕工事等～

【全体的大規模修繕工事】

- ・ 外壁ひび割れ等の躯体補修～再塗装工事
- ・ 屋上ほか防水改修工事
- ・ 鉄部塗装工事
- ・ 鉄腐食部の補修交換
- ・ 各所シーリング 改修
- ・ 屋上不要設備撤去
- ・ 共用内部塗装ほか

## 劣化度判定

- A  現時点では劣化は確認されません。ほぼ良好です。
- B  外装、鉄部等の表面の光沢がなくなりチョーキング（白亜化）が進行。
- C  外壁面に浮き、剥落、防水層表面には劣化現象が見える。
- D  仕上材の欠損、剥落、鉄筋露出、漏水現象、シーリングの劣化等が顕著に現れる。
- E  コンクリート躯体部に幅0.3mm以上のひび割れが発生、防水層の劣化が著しい。

## 総合判定

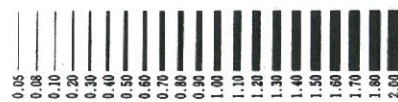
- 1  当面は現状で良いが、リフォーム計画を。
- 2  部分的な補修工事が必要です。
- 3  改修工事を実施することが望ましい。
- 4  早急に改修工事を実施することが必要です。
- 5  改修工事の時期は到達しており深刻な状態。

## 評価

経年による劣化は避ける事は出来ません。建物の劣化状況を定期的に診断し、適切な修繕計画を立て実施する事が建物の機能低下を防ぐと共に建物の耐用年数を延ばす事となります。

# 調査方法と判定基準

物件名 化学安全実験棟

調査項目	調査方法	判定基準		
		A	B	C
地盤沈下	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視</li> <li>周辺の状況を見て判断</li> </ul>	<input checked="" type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> 10mm以下	<input type="checkbox"/> 10mm以上
ひび割れ (躯体)	<ul style="list-style-type: none"> <li>クラックスケールを用いてひび割れ幅を求める</li> <li>ひび割れの発生状況からその原因を推測する</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 最大ひび割れ幅0.3mm未満	<input type="checkbox"/> 最大ひび割れ幅0.3mm以下で全体の30%未満 <input type="checkbox"/> 最大ひび割れ幅0.3mm以上で全体の10%未満	<input checked="" type="checkbox"/> 0.3mm以下で全体の30%以上 <input checked="" type="checkbox"/> 0.3mm以上で全体の10%以上
		 <p>クラックスケール (mm)</p>		
防水層	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視による</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 漏水もなく標準耐用年数に達していない	<input checked="" type="checkbox"/> 保護塗装の劣化状況が現れている	<input type="checkbox"/> 防水層の破断膨れがある
漏水	<ul style="list-style-type: none"> <li>漏水の有無を調べ、処理方法を検討する</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 漏水なし	<input checked="" type="checkbox"/> 兆候あり	<input type="checkbox"/> 漏水あり
欠損 (躯体)	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視による</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 鉄筋は露出していない	<input type="checkbox"/> 欠損の兆候あり	<input checked="" type="checkbox"/> 鉄筋が露出している
シーリングの劣化	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視により、しわ、ひび割れ、破断の程度を調べる</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 10%未満	<input type="checkbox"/> 10~30%	<input checked="" type="checkbox"/> 30%以上
白亜化 (チョーキング)	<ul style="list-style-type: none"> <li>セロテープを接着させ、引き剥がして塗膜の剥がれる状況を観察する</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 上塗り部分のみに発生	<input checked="" type="checkbox"/> 上塗りから中塗りにかけて発生	<input type="checkbox"/> 下塗り層から下地まで発生
浮き剥離 剥がれ	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視及び打診にて判定する</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 壁面の10%未満	<input type="checkbox"/> 壁面の10~30%	<input checked="" type="checkbox"/> 壁面の30%以上
塗膜の劣化 (鉄部)	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視によりサビ、浮き、剥がれの程度を調べる</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 10%未満	<input checked="" type="checkbox"/> 10~30%	<input type="checkbox"/> 30%以上
汚れ (外壁)	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視による</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 壁面の30%未満	<input type="checkbox"/> 壁面の30~50%	<input checked="" type="checkbox"/> 壁面の50%以上
判定	1 <input type="checkbox"/> 全てがA	補修の必要なし		
	2 <input type="checkbox"/> Aが多い	部分的な補修・改修が必要		
	3 <input type="checkbox"/> Bが多い			
	4 <input type="checkbox"/> Cが1つ以上ある	大規模な改修の必要あり		
	5 <input checked="" type="checkbox"/> Cが4つ以上ある			



NO. 1
建物外観
西面全景
・外壁汚染及びヒビ割れを多数確認
撮影平成26年2月26日



NO. 2
建物外観
北、東面全景
・外壁汚染及びヒビ割れを多数確認
撮影平成26年2月26日



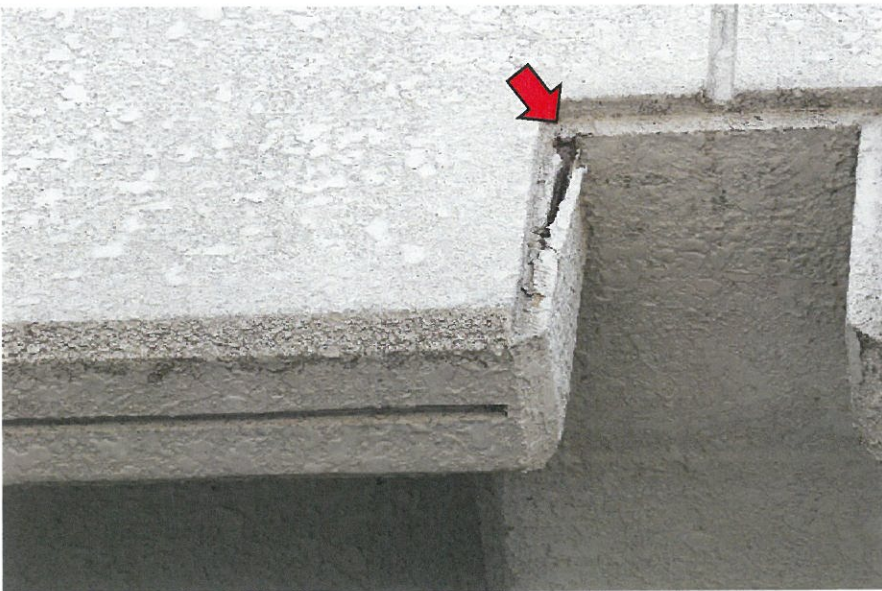
NO. 3
建物外観
北面1階全景
・外壁汚染及びヒビ割れを多数確認
・落下危険を伴う爆裂、浮きを多数確認
撮影平成26年2月26日



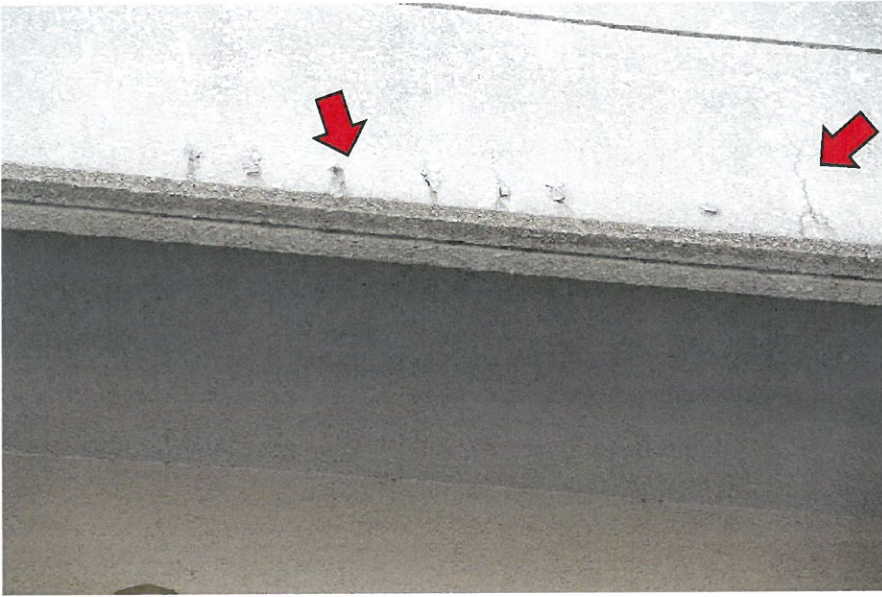
NO. 4
建物外観
外壁塗装面
・雨垂れによる汚染
撮影平成26年2月26日



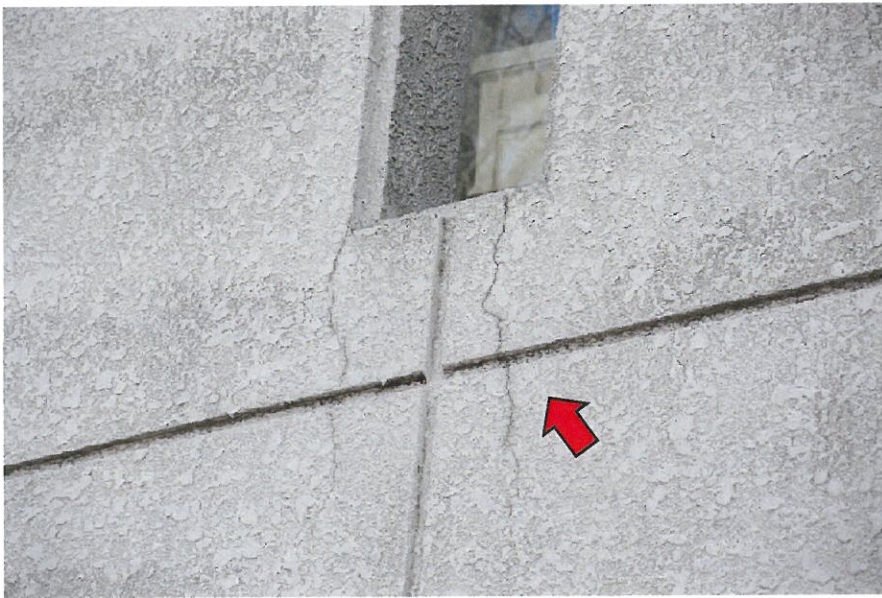
NO. 5
建物外観
外壁塗装面
・ひび割れの発生
・塗膜の汚染
撮影平成26年2月26日



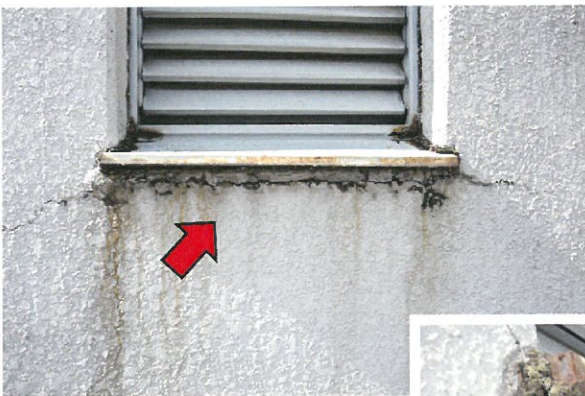
NO. 6
建物外観
外壁塗装面
・ひび割れの発生
・浮き、欠損の発生
※落下のおそれあり
撮影平成26年2月26日



NO. 7
建物外観
外壁塗装面
・ひび割れの発生
・爆裂の発生
撮影平成26年2月26日



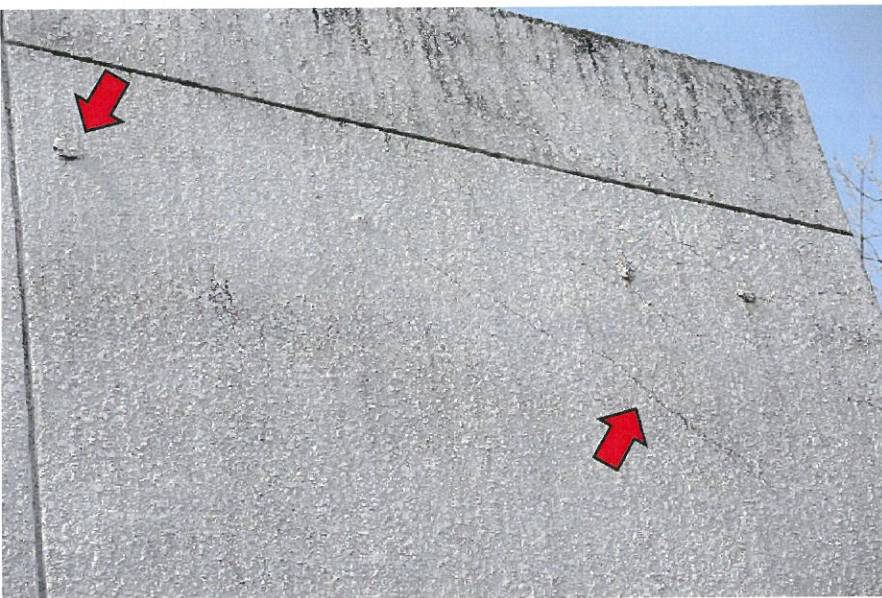
NO. 8
建物外観
手摺スリット部
・ひび割れの発生
撮影平成26年2月26日



NO. 9
建物外観
開口部
・劣化、ひび割れの発生
※サッシ交換も検討
撮影平成26年2月26日



NO. 10
建物外観
開口部
・劣化、ひび割れの発生
撮影平成26年2月26日



NO. 11
建物外観
外壁塗装面
・浮き、剥離発生
・ひび割れ
撮影平成26年2月26日



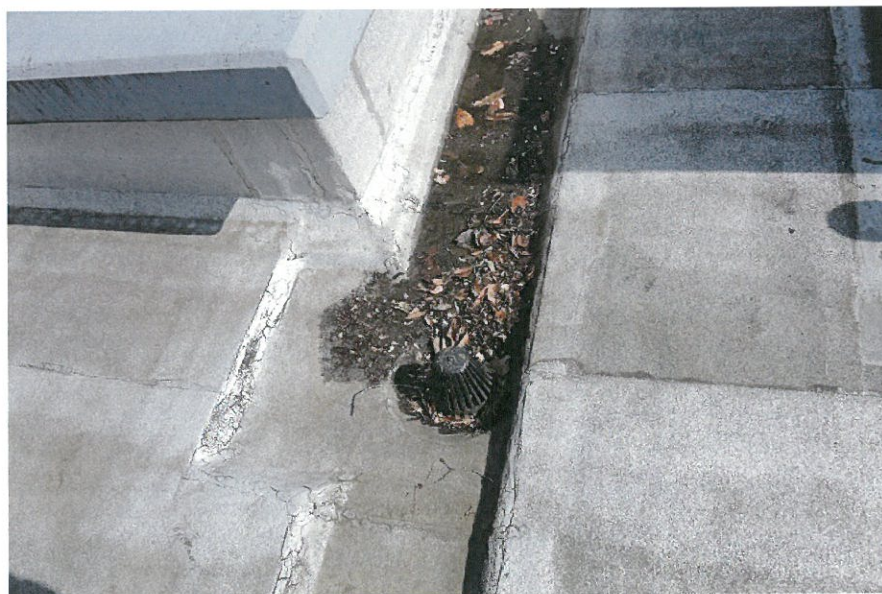
NO. 12
建物外観
外壁塗装面
・浮き、剥離発生
・塗膜の汚染
※爆裂剥離の危険あり
撮影平成26年2月26日



NO. 13
屋上
全景
・ 防水層表面の経年 汚れを確認
撮影平成26年2月26日

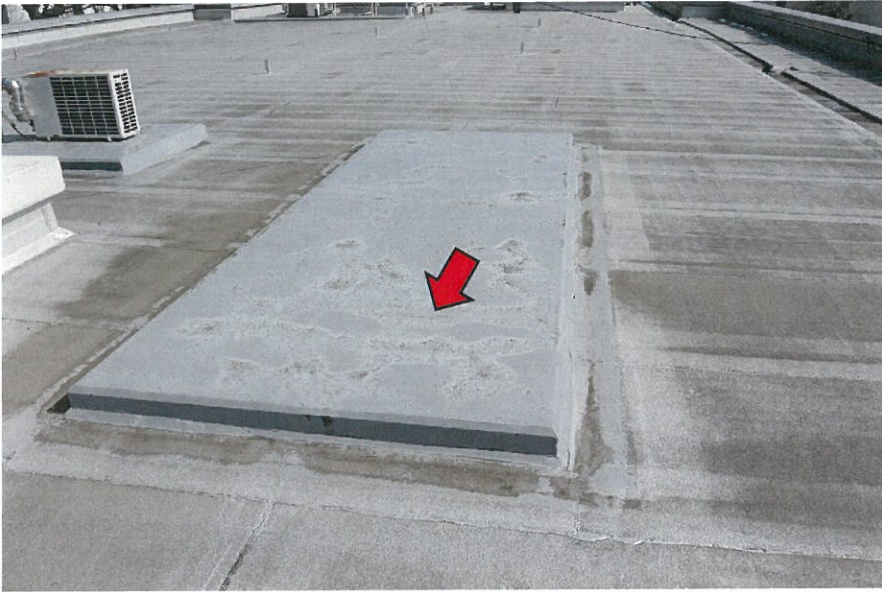


NO. 14
屋上
PH南面
・ 塗膜劣化を確認
撮影平成26年2月26日



NO. 15
屋上
排水ドレン
・ 目詰まり状況
撮影平成26年2月26日

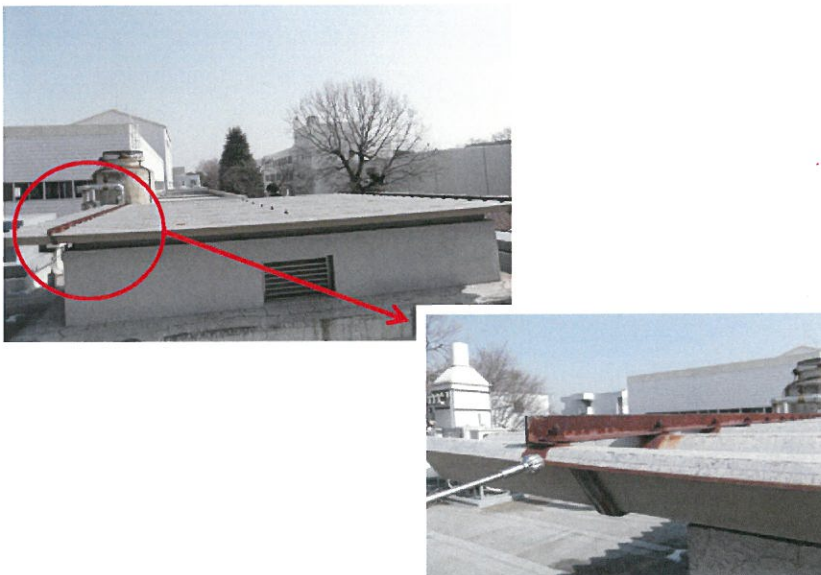




NO. 16
屋上
機械基礎
・ウレタン塗膜防水の状況
撮影平成26年2月26日



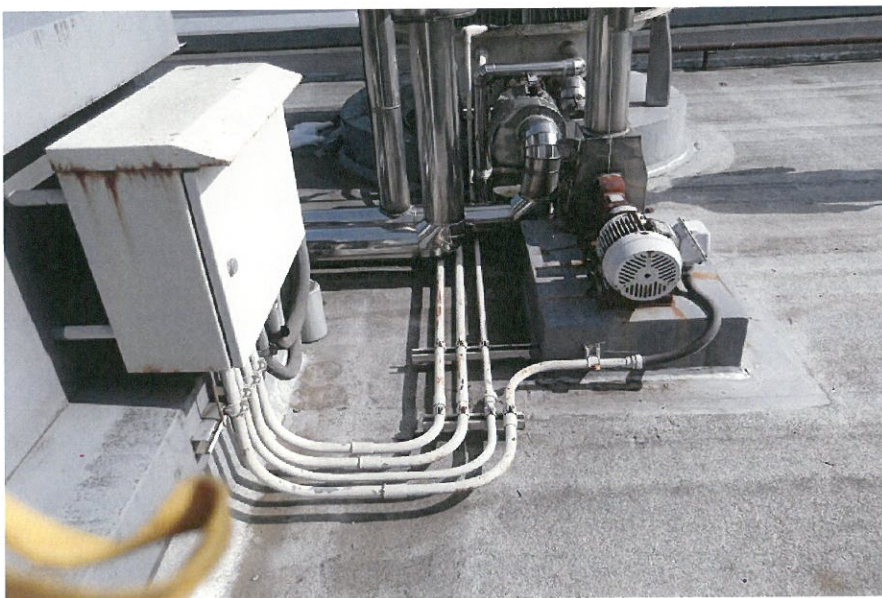
NO. 17
屋上
立ち上り笠木アゴ部
・塗膜劣化
・全面浮きの発生
撮影平成26年2月26日



NO. 18
屋上ハト小屋部
折半屋根
・取付アングル及び折版屋根の発錆を確認
撮影平成26年2月26日



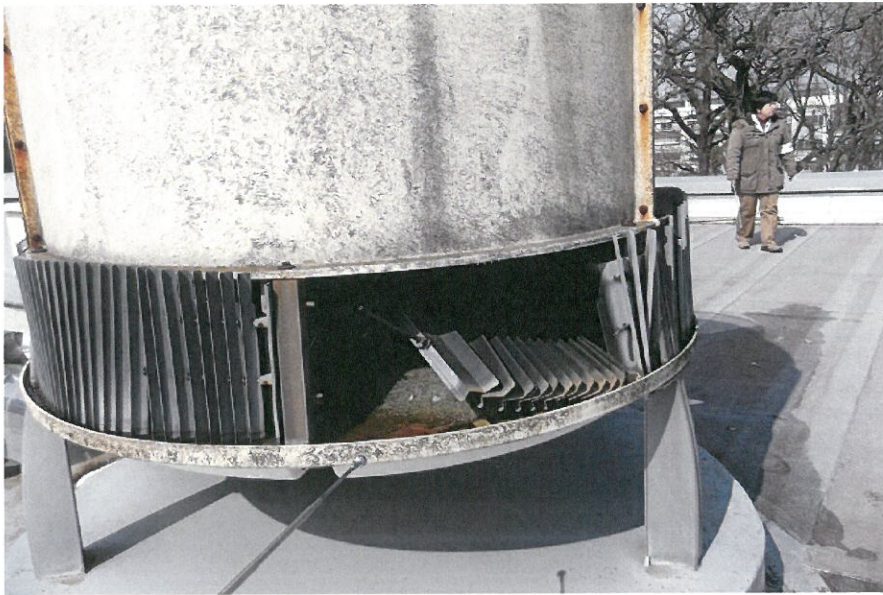
NO. 19
屋上
室外機廻り
・塗装劣化、錆の発生
撮影平成26年2月26日



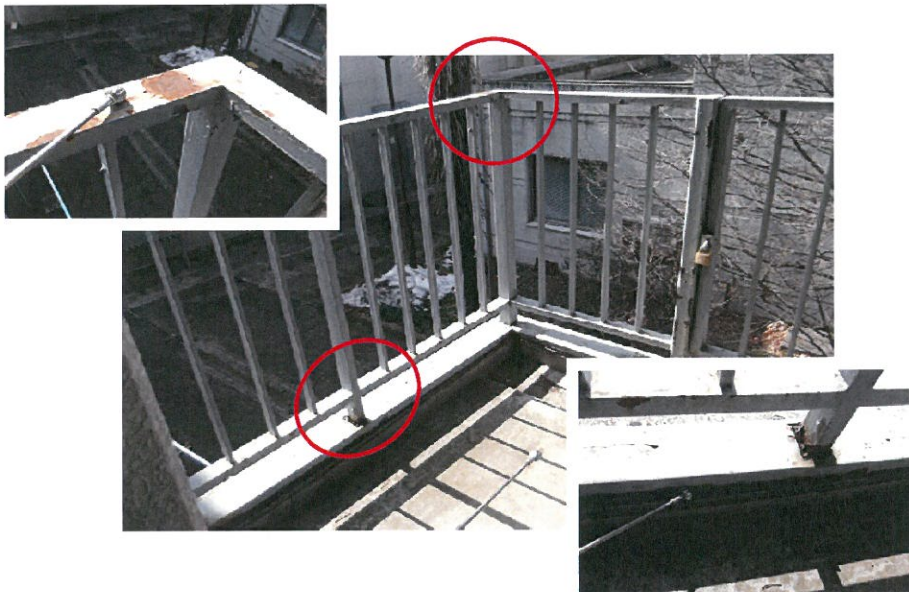
NO. 20
屋上
機械設備
・塗装劣化、錆の発生
撮影平成26年2月26日



NO. 21
屋上
機械設備配管支柱
・塗装劣化、錆の発生
撮影平成26年2月26日



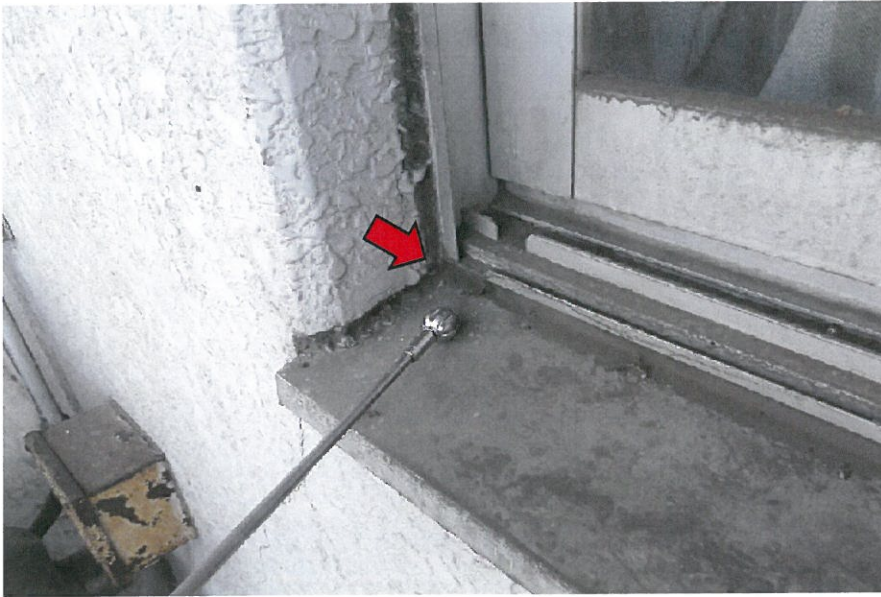
NO. 22
屋上
クーリングタワー
・次期大規模修繕工事と併せ撤去処分を提案します
撮影平成26年2月26日



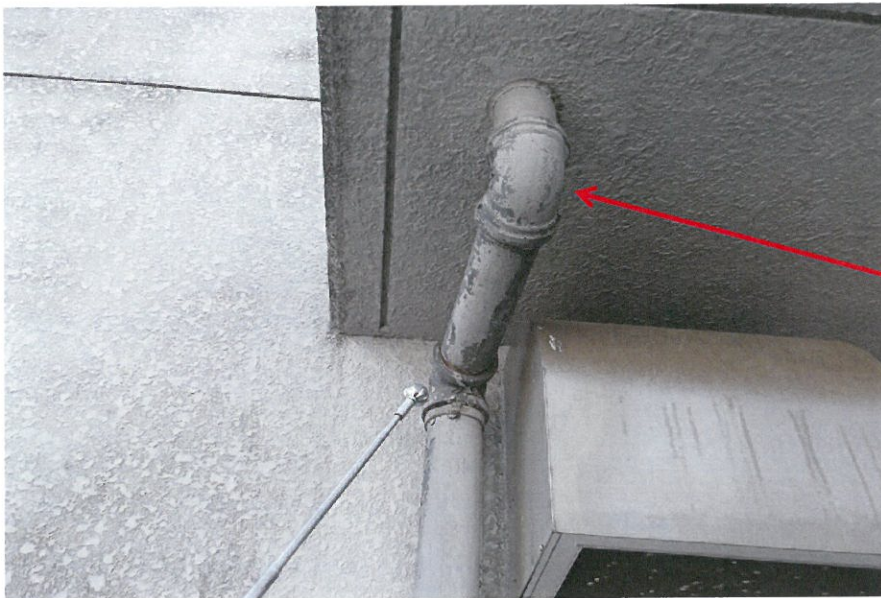
NO. 23
外部階段
手摺
・鉄部塗装劣化、錆の発生
・モルタル巾木劣化
・手摺支柱根元シーリング劣化
撮影平成26年2月26日



NO. 24
玄関ポーチ床
床タイル
・タイル破損状況
撮影平成26年2月26日



NO. 25
シーリング
開口部
・硬化、劣化状況
撮影平成26年2月26日



NO. 26
鉄部
雨排水樋鉄管
・錆の発生
撮影平成26年2月26日



NO. 27
鉄部
換気ガラリ廻り
・錆の発生
撮影平成26年2月26日



NO. 28

鉄部

スチールドア

- ・塗装劣化白華現象
- ・塗装劣化、錆の発生

撮影平成26年2月26日



NO. 29

鉄部

スチールガラリ

- ・塗装劣化、錆の発生

撮影平成26年2月26日



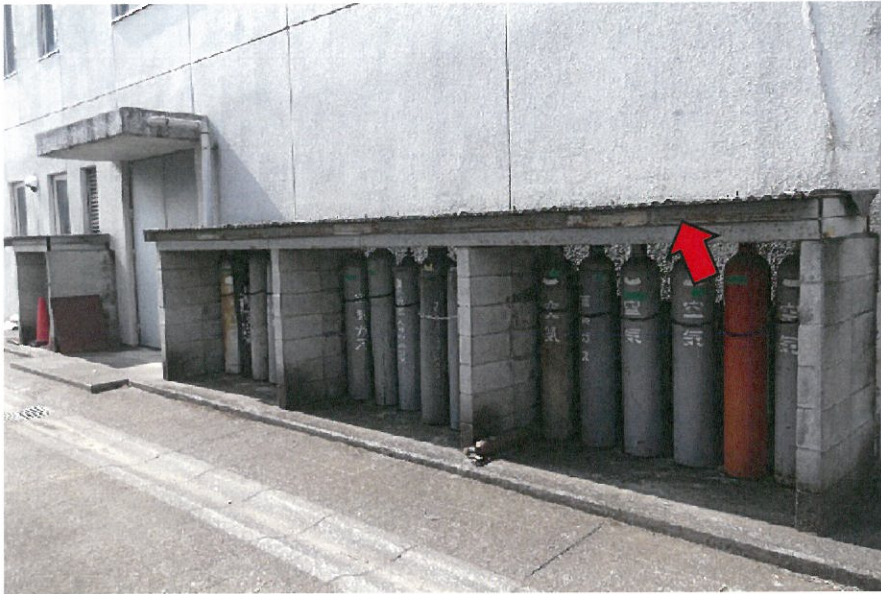
NO. 30

機械設備その他

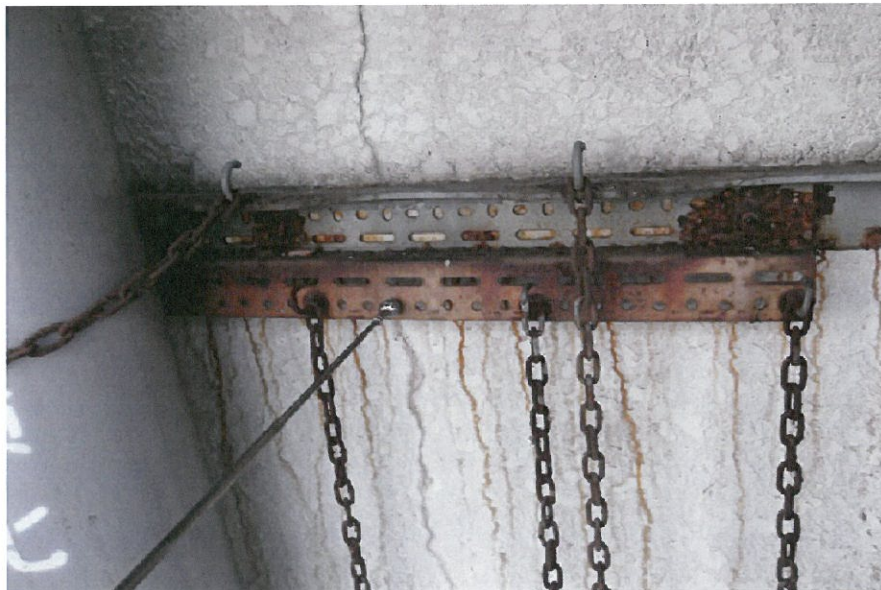
機械設備BOX

- ・塗装劣化、錆の発生

撮影平成26年2月26日



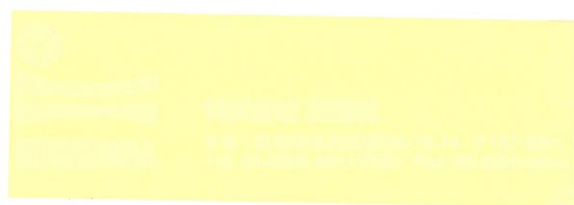
NO. 31
機械設備その他
機械設備BOX
・塗装劣化、錆の発生
撮影平成26年2月26日



NO. 32
機械設備その他
機械設備
・塗装劣化、錆の発生
撮影平成26年2月26日

# 電気安全実験棟

## 建物調査報告書



# 建物の調査・診断報告書

建物名称	独立行政法人労働安全衛生総合研究所 電気安全実験棟	調査日	平成26年 2月 26日
所在地	東京都清瀬市梅園1-4-6	調査員	
用途	総合研究所		
構造・規模	RC造 地上3階 PH1階 電気安全実験棟	調査方法	目視・打診検査
竣工・経年	昭和 62年 築 26年	作成日	平成26年 3月 5日

電気安全実験棟の建物診断結果及び劣化状況についてご報告申し上げます。

本報告書の調査診断は、各部打診及び目視調査が主なものですが、その他各部位についても個別に劣化状況をまとめてございますので、現在の建物の状況を把握して頂きますと共に、今後の改修計画の判断材料としてご活用いただければ幸いです。

## 総合所見

■ 電気安全実験棟は新築以来24年が経過いたしました。

今回は、打診・目視等により建物全体を調査いたしました。建物全般に強い経年劣化を確認いたしました。

特に、外壁面で塗膜劣化とひび割れが目立ち、併せて鉄部の発錆（腐食）も多く見られました。現在の劣化をそのまま放置いたしますと、更なる劣化へと進行してまいりますので、以下のような修繕工事をおすすめいたします。

～今後検討すべき修繕工事など～

### 【全体的な大規模修繕工事】

- ・外壁ひび割れ等の躯体補修～再塗装工事
- ・屋上ほか防水改修工事
- ・鉄部塗装工事
- ・各所シーリング改修工事
- ・内部廊下階段塗装（適宜）
- ・PH階換気グリ交換（風雨対策）ほか

## 劣化度判定

- A  現時点では劣化は確認されません。ほぼ良好です。
- B  外装、鉄部等の表面の光沢がなくなりチョーキング（白亜化）が進行。
- C  外壁面に浮き、剥落、防水層表面には劣化現象が見える。
- D  仕上材の欠損、剥落、鉄筋露出、漏水現象、シーリングの劣化等が顕著に現れる。
- E  コンクリート躯体部に幅0.3mm以上のひび割れが発生、防水層の劣化が著しい。

## 総合判定

- 1  当面は現状で良いが、リフォーム計画を。
- 2  部分的な補修工事が必要です。
- 3  改修工事を実施することが望ましい。
- 4  早急に改修工事を実施することが必要です。
- 5  改修工事の時期は到達しており深刻な状態。

## 評価

経年による劣化は避ける事は出来ません。建物の劣化状況を定期的に診断し、適切な修繕計画を立て実施する事が建物の機能低下を防ぐと共に建物の耐用年数を延ばす事となります。



# 調査方法と判定基準

物件名 電気安全実験棟

調査項目	調査方法	判定基準		
		A	B	C
地盤沈下	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視</li> <li>周辺の状況を見て判断</li> </ul>	■ なし	□ 10mm以下	□ 10mm以上
ひび割れ (躯体)	<ul style="list-style-type: none"> <li>クラックスケールを用いてひび割れ幅を求める</li> <li>ひび割れの発生状況からその原因を推測する</li> </ul>	□ 最大ひび割れ幅 0.3mm未満	最大ひび割れ幅 □ 0.3mm以下で 全体の30%未満  最大ひび割れ幅 □ 0.3mm以上で 全体の10%未満	最大ひび割れ幅 ■ 0.3mm以下で 全体の30%以上  最大ひび割れ幅 ■ 0.3mm以上で 全体の10%以上
 <p>クラックスケール (mm)</p>				
防水層	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視による</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 漏水もなく標準耐用年数に達していない	<input checked="" type="checkbox"/> 劣化状況が現れている	<input type="checkbox"/> 防水層の破断膨れがある
漏水	<ul style="list-style-type: none"> <li>漏水の有無を調べ、処理方法を検討する</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 漏水なし	<input checked="" type="checkbox"/> 兆候あり	<input type="checkbox"/> 漏水あり
欠損 (躯体)	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視による</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 鉄筋は露出していない	<input type="checkbox"/> 欠損の兆候あり	<input checked="" type="checkbox"/> 鉄筋が露出している
シーリングの劣化	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視により、しわ、ひび割れ、破断の程度を調べる</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 10%未満	<input type="checkbox"/> 10~30%	<input checked="" type="checkbox"/> 30%以上
白亜化 (チョーキング)	<ul style="list-style-type: none"> <li>セロテープを接着させ、引き剥がして塗膜の剥がれる状況を観察する</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 上塗り部分のみに発生	<input checked="" type="checkbox"/> 上塗りから中塗りにかけて発生	<input type="checkbox"/> 下塗り層から下地まで発生
浮き剥離 剥がれ	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視及び打診にて判定する</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 壁面の10%未満	<input type="checkbox"/> 壁面の10~30%	<input checked="" type="checkbox"/> 壁面の30%以上
塗膜の劣化 (鉄部)	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視によりサビ、浮き、剥がれの程度を調べる</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 10%未満	<input checked="" type="checkbox"/> 10~30%	<input type="checkbox"/> 30%以上
汚れ (外壁)	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視による</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 壁面の30%未満	<input type="checkbox"/> 壁面の30~50%	<input checked="" type="checkbox"/> 壁面の50%以上
判定	1 <input type="checkbox"/> 全てがA	補修の必要なし		
	2 <input type="checkbox"/> Aが多い	部分的な補修・改修が必要		
	3 <input type="checkbox"/> Bが多い			
	4 <input type="checkbox"/> Cが1つ以上ある	大規模な改修の必要あり		
	5 <input checked="" type="checkbox"/> Cが4つ以上ある			



NO. 1

建物外観

北面玄関

・外壁汚染を確認

撮影平成26年2月26日



NO. 2

建物外観

東、北面全景

・外壁汚染及びヒビ割れ発生を確認

撮影平成26年2月26日



NO. 3

建物外観

南、東面全景

・外壁汚染及びヒビ割れ発生を確認

撮影平成26年2月26日



NO. 4

建物外観

西、北面全景

- ・外壁汚染及びヒビ割れ発生を確認
- ・鉄部発錆も確認
- ・一部爆裂発生

撮影平成26年2月26日



NO. 5

建物外観

東面全景

- ・鉄部に発錆を確認

撮影平成26年2月26日



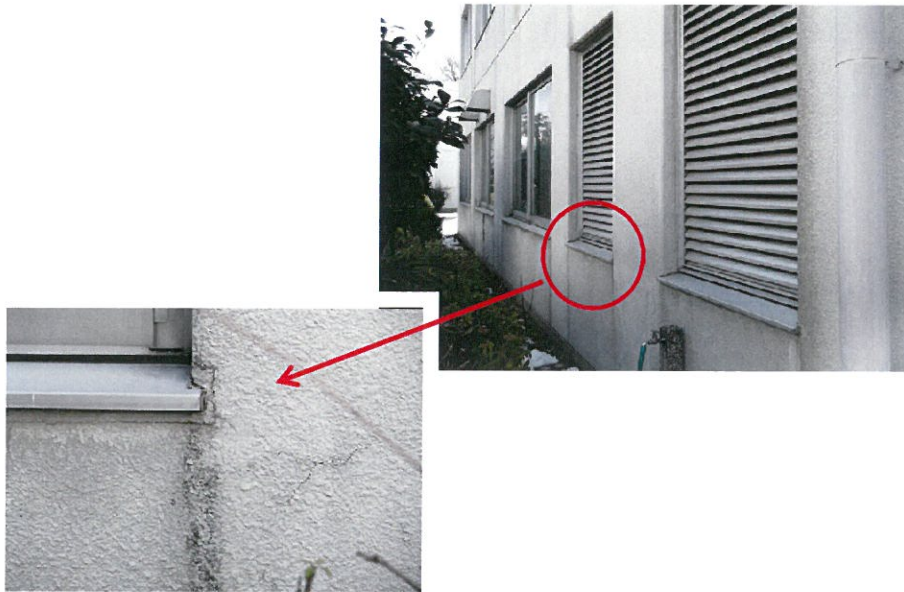
NO. 6

建物外観

外壁塗装面

- ・雨垂れによる汚染（錆水汚染も併発）

撮影平成26年2月26日



NO. 7

建物外観

外壁塗装面

- ・ひび割れの発生
- ・塗膜の汚染

撮影平成26年2月26日



NO. 8

建物外観

外壁塗装面

- ・ひび割れの発生
- ・浮きの発生

撮影平成26年2月26日



NO. 9

建物外観

外壁塗装面

- ・ひび割れの発生
- ・浮きの発生  
(爆裂劣化を併発)

撮影平成26年2月26日



NO. 10

屋上

全景、PH東面

・防水層押えコンクリート表面劣化を確認

撮影平成26年2月26日



NO. 11

屋上

PH南面

撮影平成26年2月26日



NO. 12

屋上

室外機廻り

・空調機架台及び配管ボックスに発錆を確認

撮影平成26年2月26日



NO. 13

屋上

室外機廻り

- ・一部の空調室外機で強錆発生を確認

撮影平成26年2月26日



NO. 14

屋上

室外機廻り

- ・塗膜劣化～発錆を確認

撮影平成26年2月26日

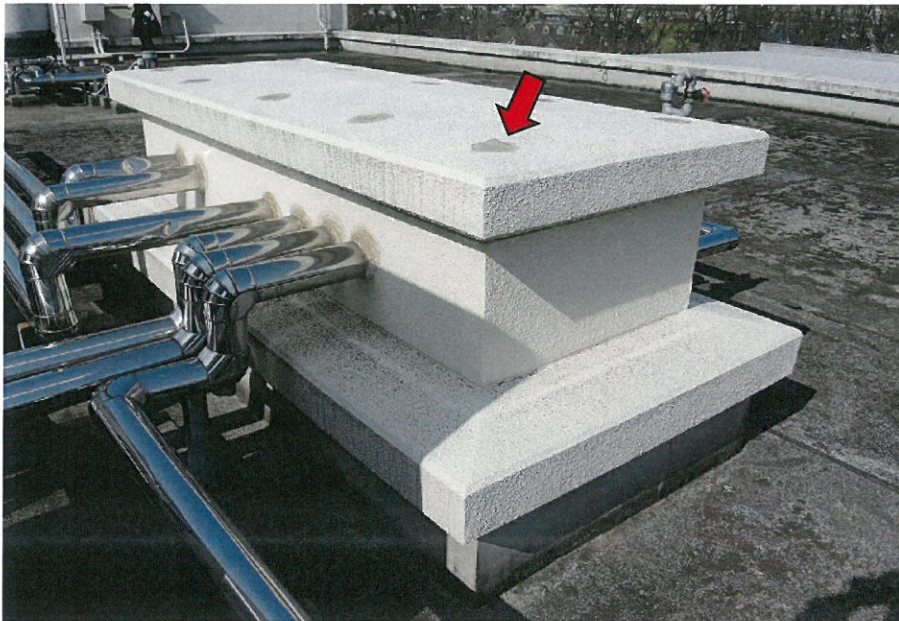


NO. 15

屋上

クーリングタワー

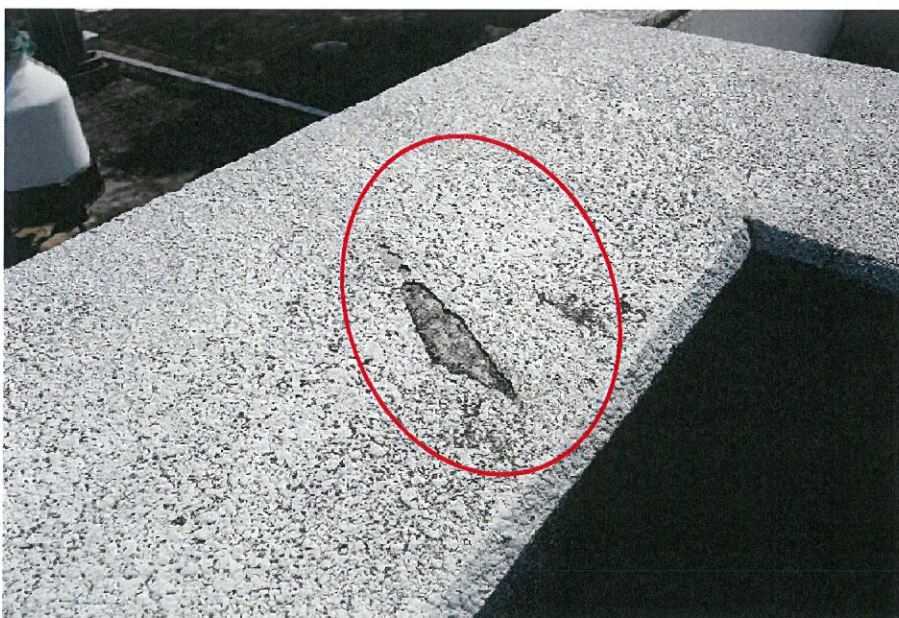
撮影平成26年2月26日



NO. 16
屋上
ハト小屋部
・塗膜の劣化
・シールの劣化
撮影平成26年2月26日



NO. 17
屋上
排水ドレン
・泥詰まり
(要定期清掃)
撮影平成26年2月26日



NO. 18
屋上
パラペット笠木
・塗膜劣化、剥離状況
撮影平成26年2月26日



NO. 19

屋上

笠木、梁天端塗膜

・塗膜の劣化状況

撮影平成26年2月26日



NO. 20

屋上

笠木天端

・ひび割れ状況

撮影平成26年2月26日



NO. 21

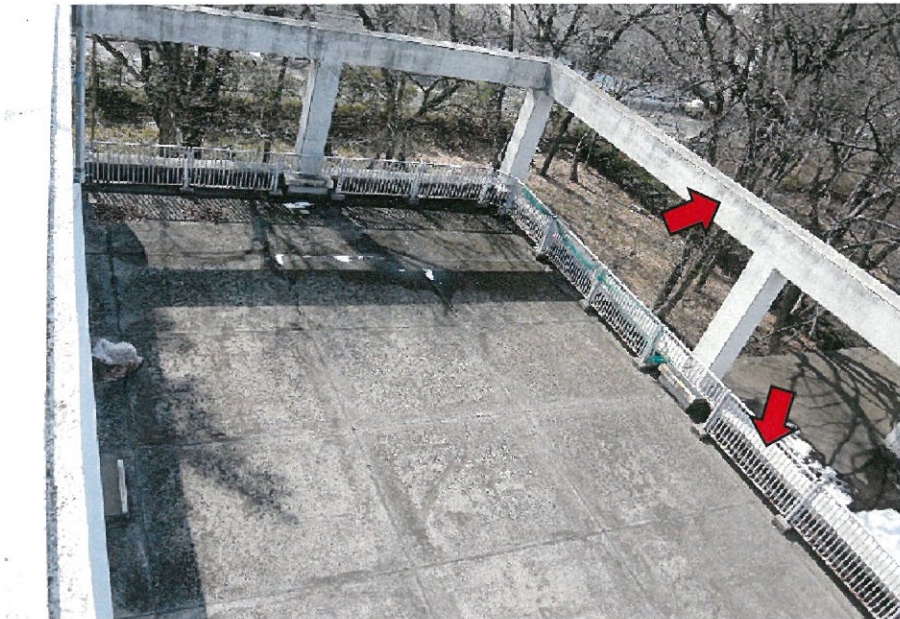
西側2階ルーフ

全景

・防水押えコンクリートの表面劣化状況

撮影平成26年2月26日





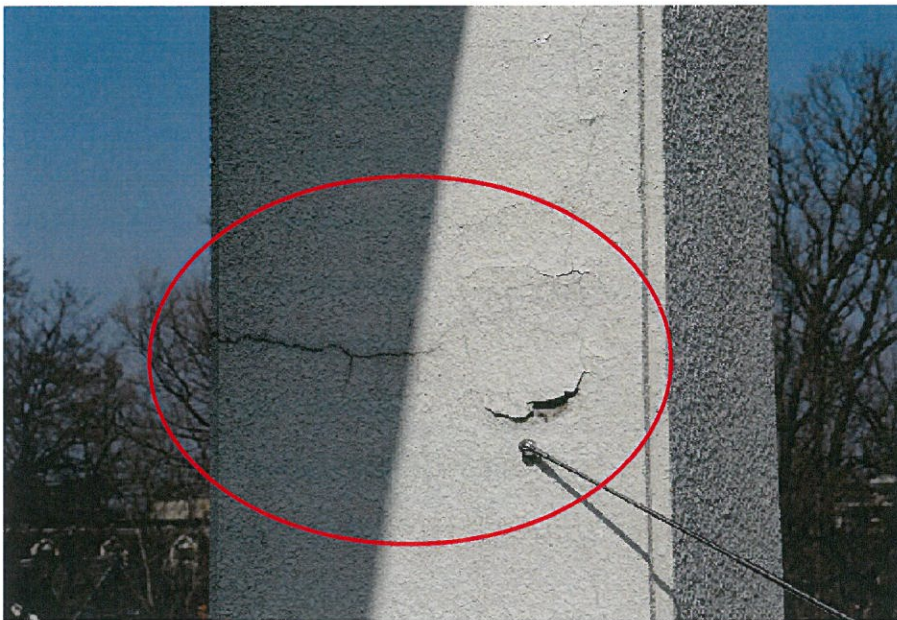
NO. 22

西側2階ルーフ

全景

・外壁塗膜の劣化及び手摺鉄部の錆発生を確認

撮影平成26年2月26日



NO. 23

西側2階ルーフ

柱型

・塗装面ひび割れ、浮き、剥離状況（爆裂劣化への進行が懸念される）

撮影平成26年2月26日



NO. 24

西側2階ルーフ

柱型

・塗装面ひび割れ、劣化、汚染状況

撮影平成26年2月26日



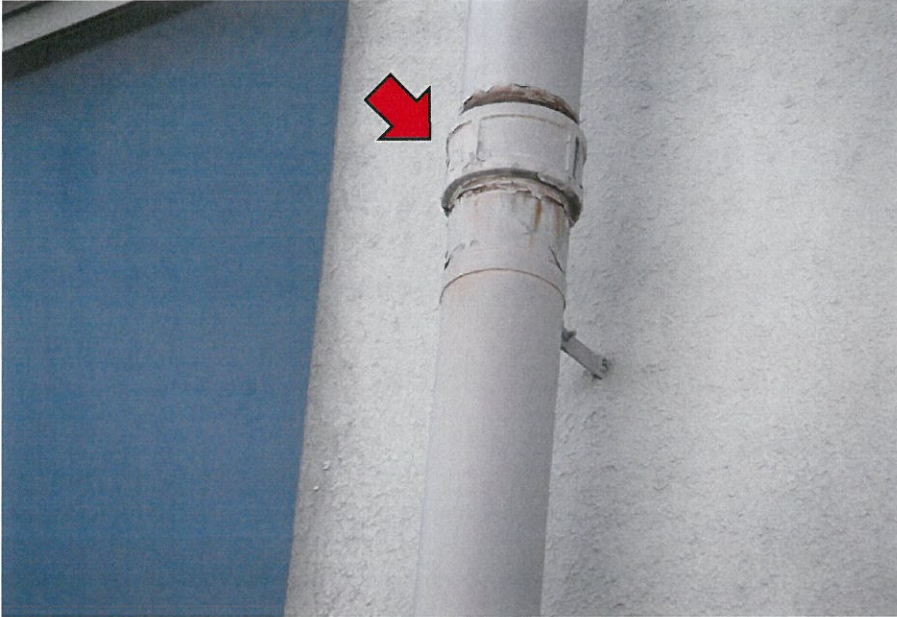
NO. 25
屋上
排水ドレン
・ 枯葉滞留を確認
(要定期清掃)
撮影平成26年2月26日



NO. 26
開口周り
シーリング
・ 材料性能期限超過
(硬化劣化の状況)
撮影平成26年2月26日



NO. 27
開口周り
シーリング
・ 材料性能期限超過
(硬化劣化の状況)
撮影平成26年2月26日



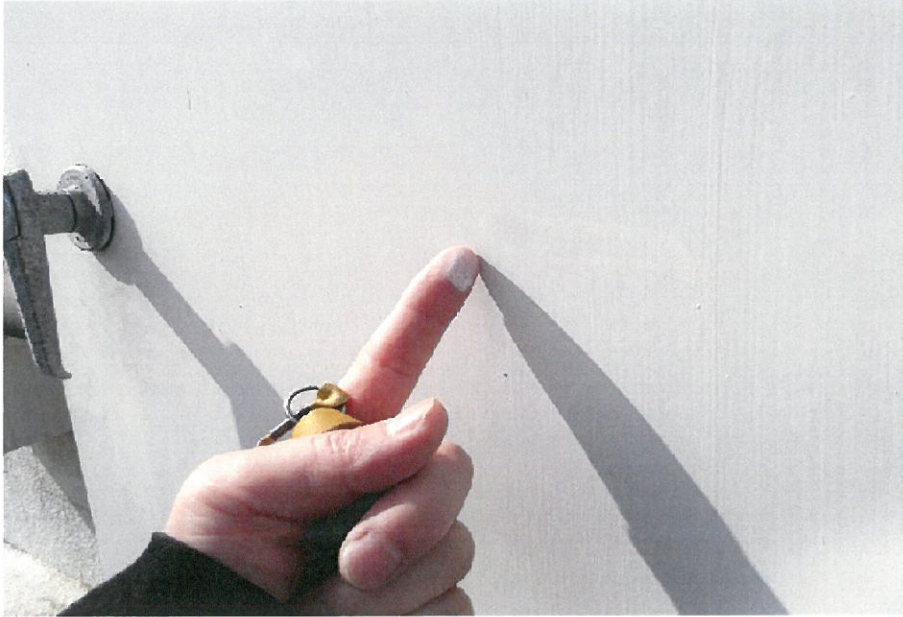
NO. 28
鉄部
雨排水樋鉄管
・塗膜劣化、錆の発生
撮影平成26年2月26日



NO. 29
鉄部
雨排水樋鉄管
・塗膜劣化、錆の発生
撮影平成26年2月26日



NO. 30
鉄部
換気フード廻り
・錆水汚染の状況
撮影平成26年2月26日



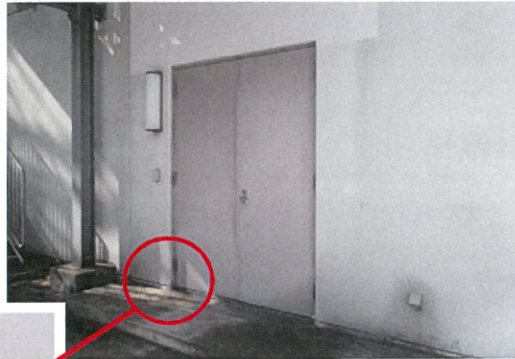
NO. 31

鉄部

スチールドア

・塗装劣化白華現象  
(チョーキング)

撮影平成26年2月26日



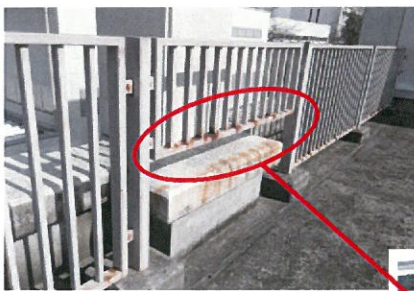
NO. 32

鉄部

スチールドア

・塗装劣化錆発生

撮影平成26年2月26日



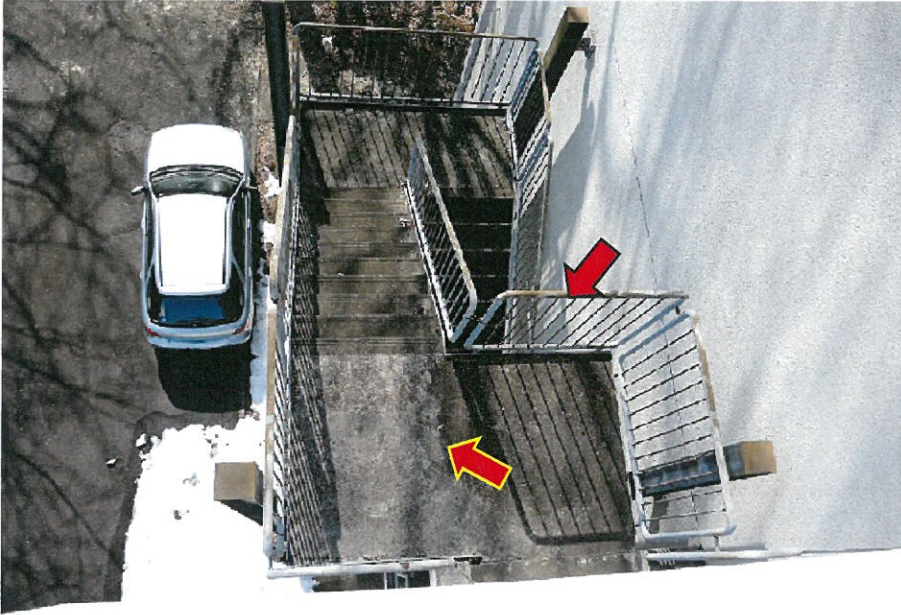
NO. 33

鉄部

スチール手摺

・鉄部腐食(塗膜退化、強錆の発生)

撮影平成26年2月26日



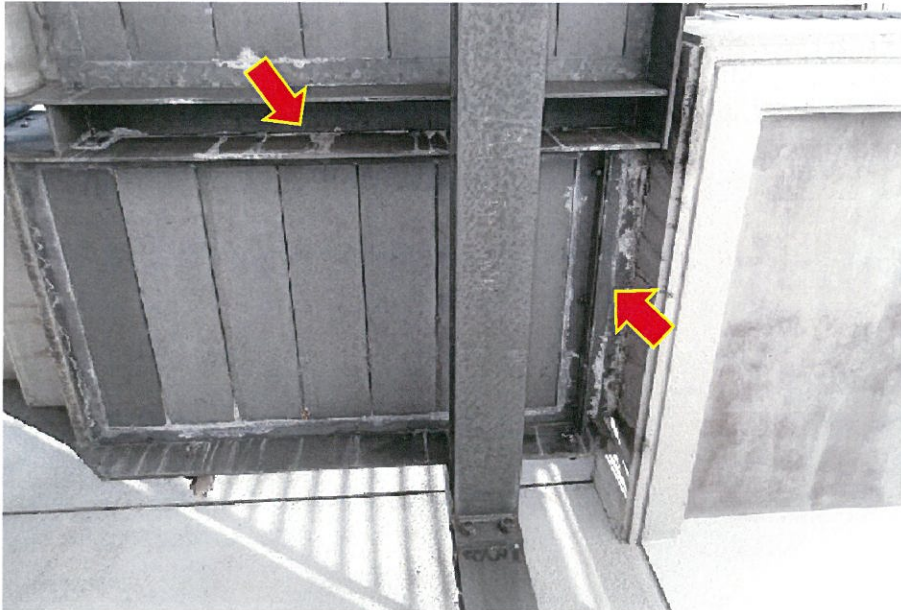
NO. 34

外部鉄骨階段

手摺・モルタル床面

- ・鉄部塗装劣化、錆の発生
- ・床モルタル表面劣化の状況

撮影平成26年2月26日



NO. 35

外部鉄骨階段

上裏

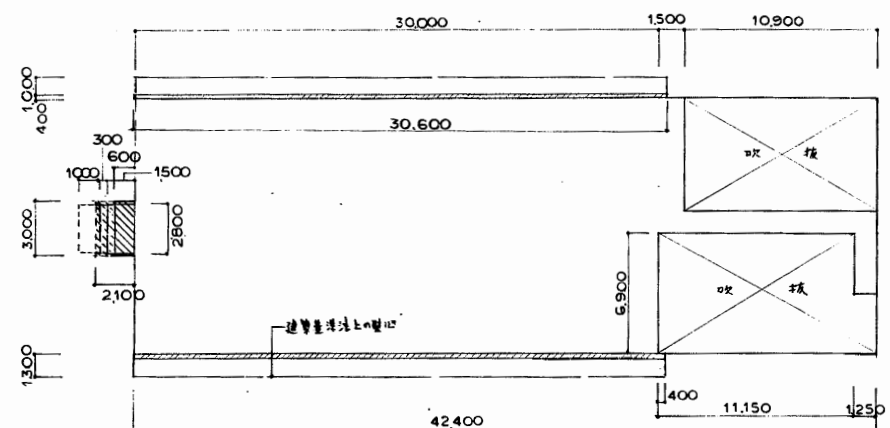
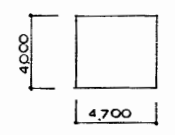
- ・上裏面の白華現象を確認  
(床モルタル面より浸水)

撮影平成26年2月26日

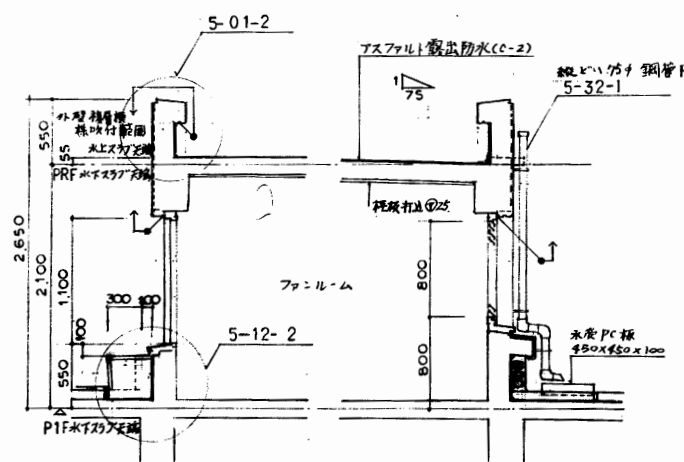


# 化学安全実験棟

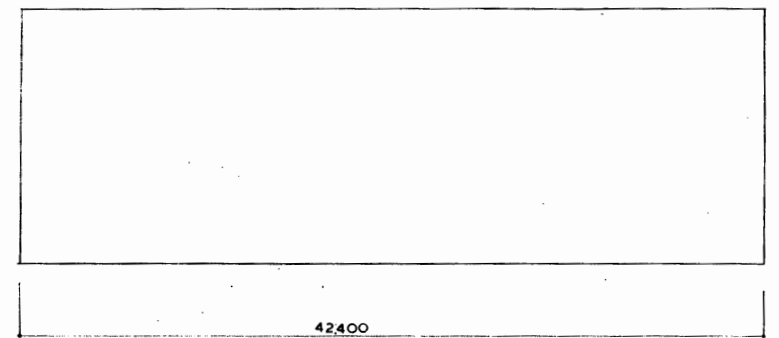
塔屋1階 求積図 1/200



2階 求積図 1/200



P1階 ファンルーム 断面詳細図 1/30



1階 求積図 1/200

○延床面積 (建築基準法)

面積算定表 (㎡)		
計算式		
1階	$42^4 \times 14.6^6$	= 619.04
2階	$42^4 \times 14.6^6 + 30^4 \times 1.3 \times 2 + 2^8 \times 1.5 - (10.9 \times 6.4 + 11.15 \times 6.9 + 1.25 \times 3.16)$	= 551.63
塔屋1階	$4.7 \times 4$	= 18.8
合計	$619.04 + 551.63 + 18.8$	= 1,189.47

○建築面積 (建築基準法)

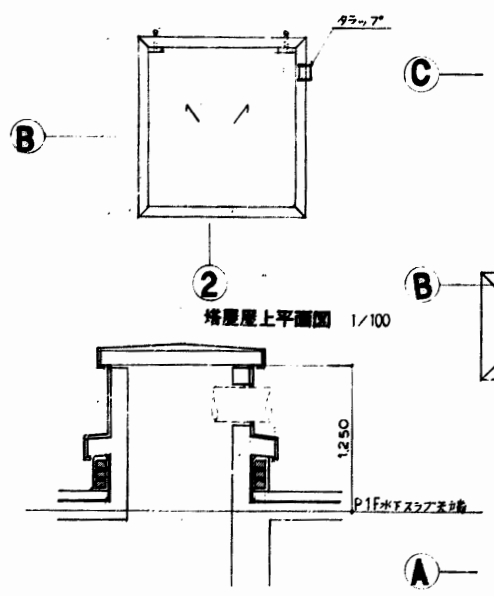
$42^4 \times 14.6^6 + 30^4 \times 1.3 \times 2 + 2^8 \times 1.5 + 0.3 \times 2.8 = 703.12 \text{ ㎡}$

○延床面積 (国土庁法)

面積算定表 (㎡)		
計算式		
1階	$42.4 \times 14.6$	= 619.04
2階	$42.4 \times 14.6 - (10.9 \times 6.4 + 11.15 \times 6.9 + 1.25 \times 3.16)$	= 468.39
塔屋1階	$4.7 \times 4$	= 18.8
合計	$619.04 + 468.39 + 18.8$	= 1,106.23

○床面積 (国土庁法)

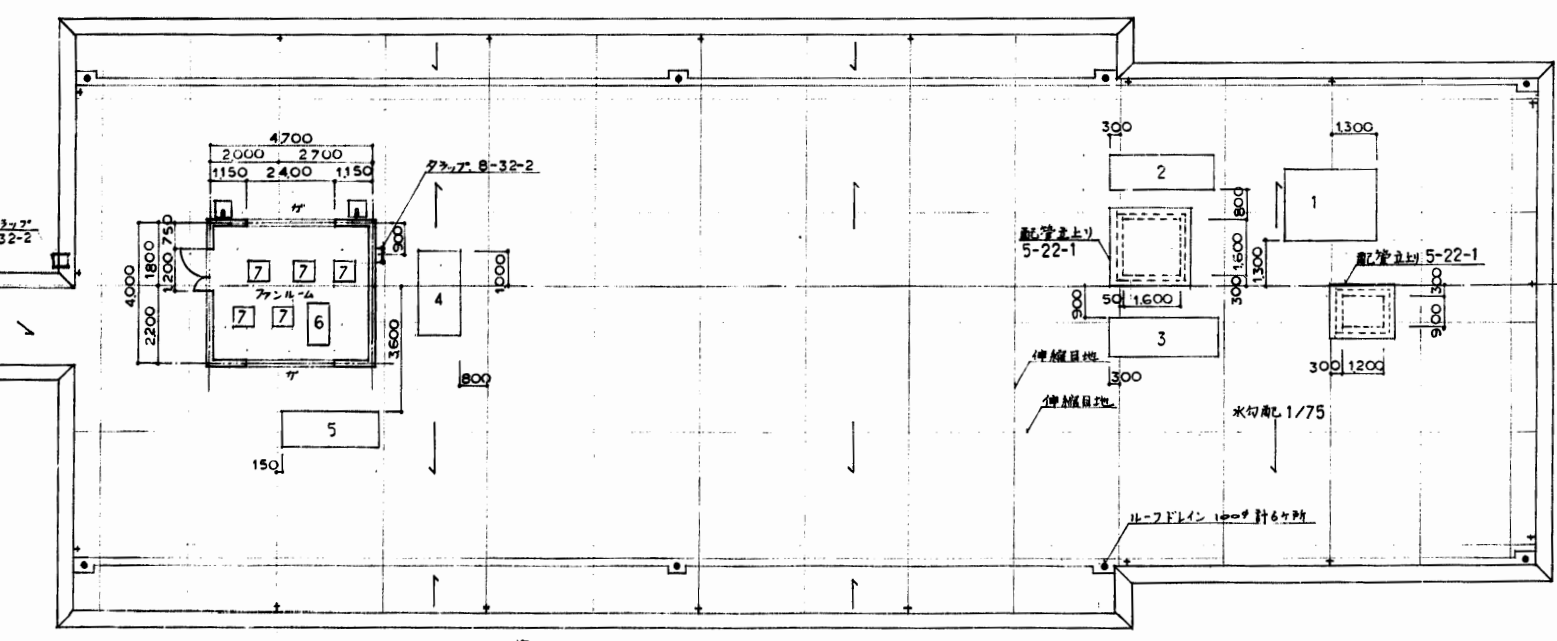
床面積算定表 (㎡)		
計算式		
2階	$0.4 \times 30^6 + 0.6 \times 3 + 0.4 \times 30^6$	= 26.28
R階	$0.4 \times 30^6 + 2.1 \times 3 + 0.4 \times 30^6$	= 30.78
B計	$26.28 + 30.78$	= 57.06



塔屋屋上平面図 1/100

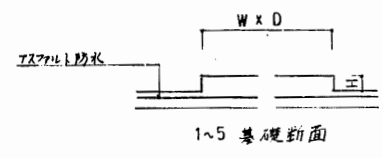


配管立上詳細図 1/30

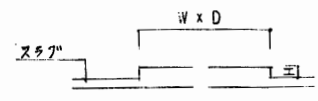


塔屋1階平面図 1/100

機械基礎寸法			
記号	W	D	H
1	2,600	2,000	150
2	3,000	1,300	150
3	3,100	1,100	150
4	2,400	1,200	150
5	2,700	1,000	150
6	1,300	600	150
7	500	500	150



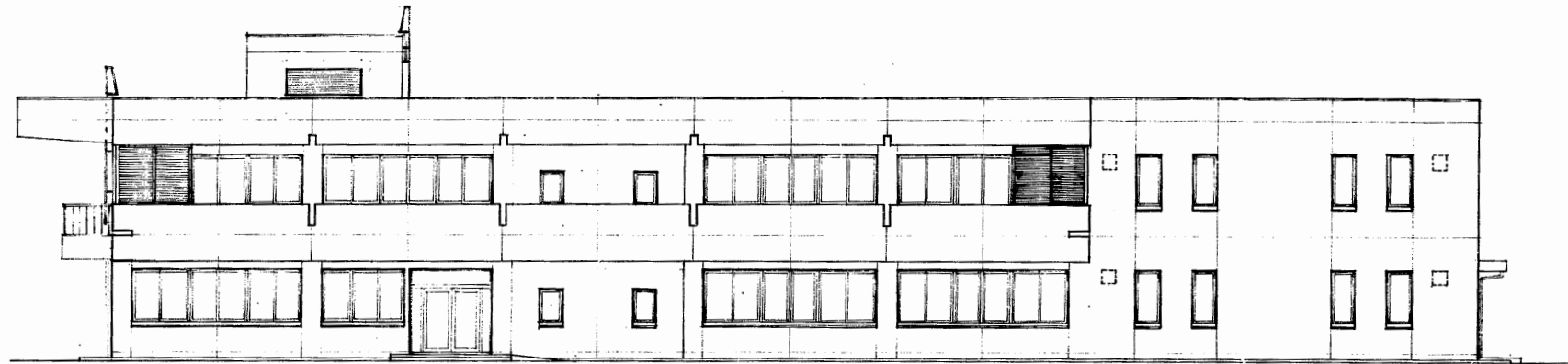
1~5 基礎断面



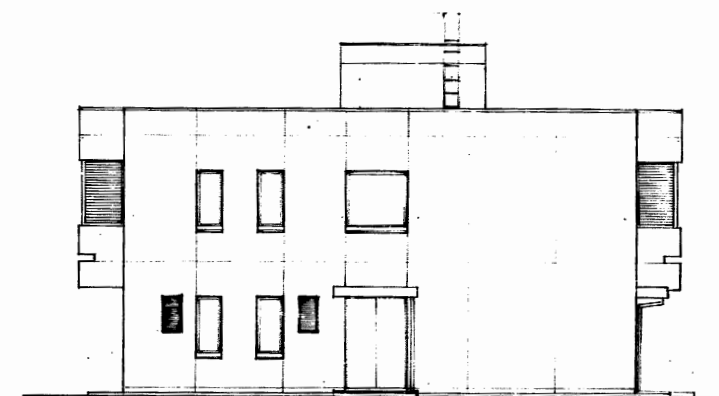
6~7 基礎断面

凡例 土 コリヤ埋設付位置. 8-31-1

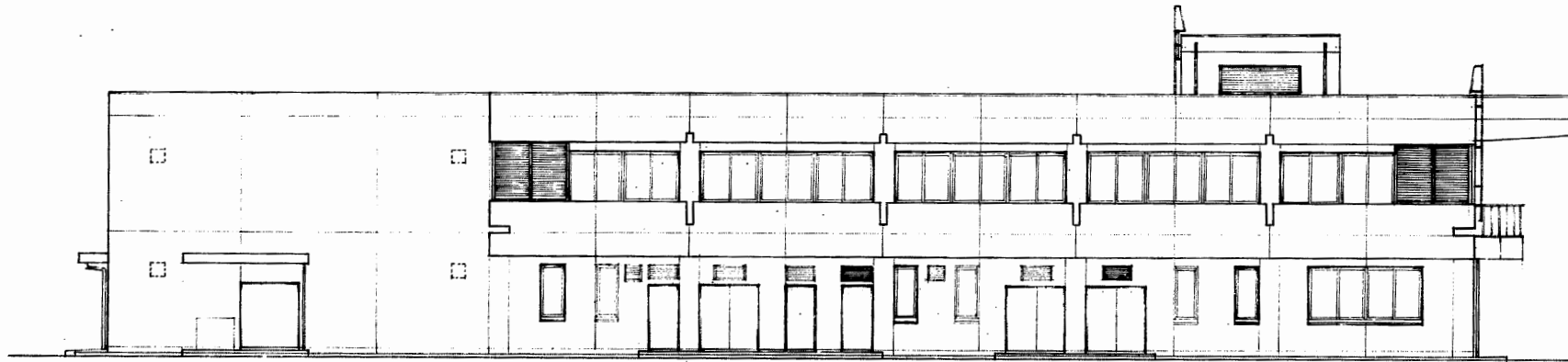
# 化学安全実験棟



南側立面図 1/100

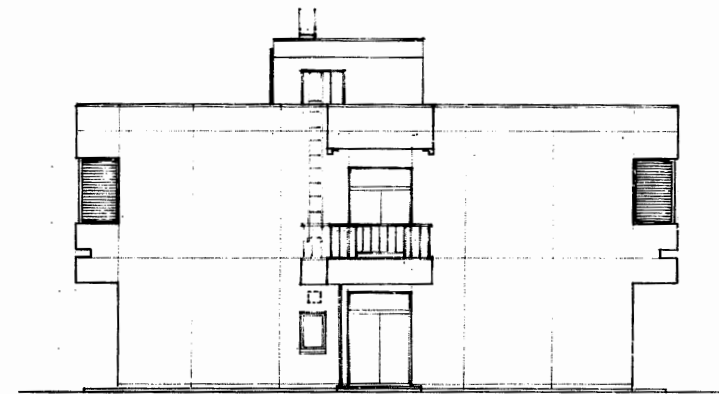


東側立面図 1/100

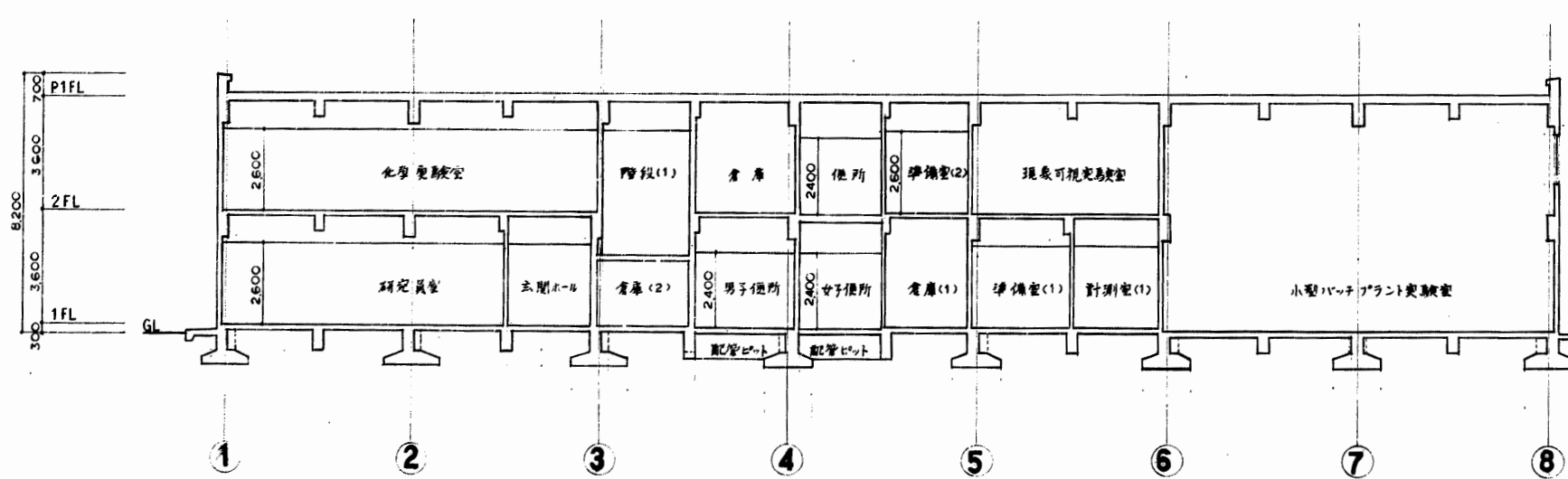


北側立面図 1/100

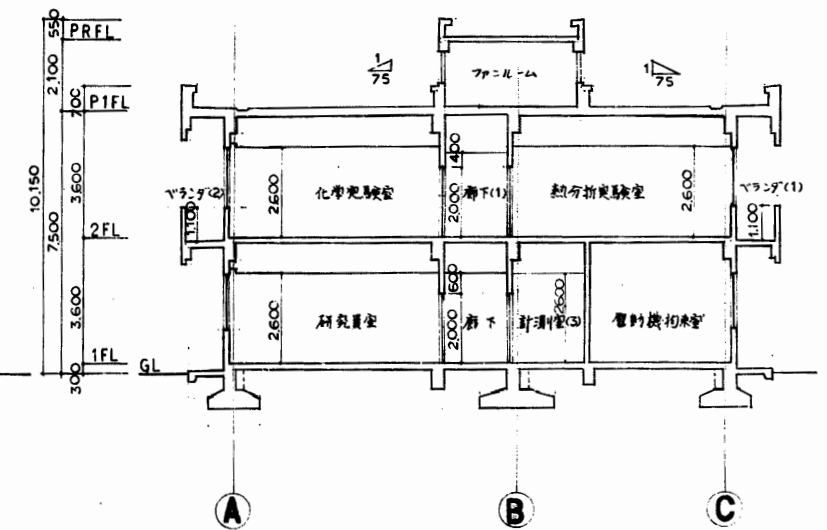
\* 水栓室は 2-02-2 (中層部)  
電気室は 2-02-3 (北側部)



西側立面図 1/100



A-A 断面図 1/100

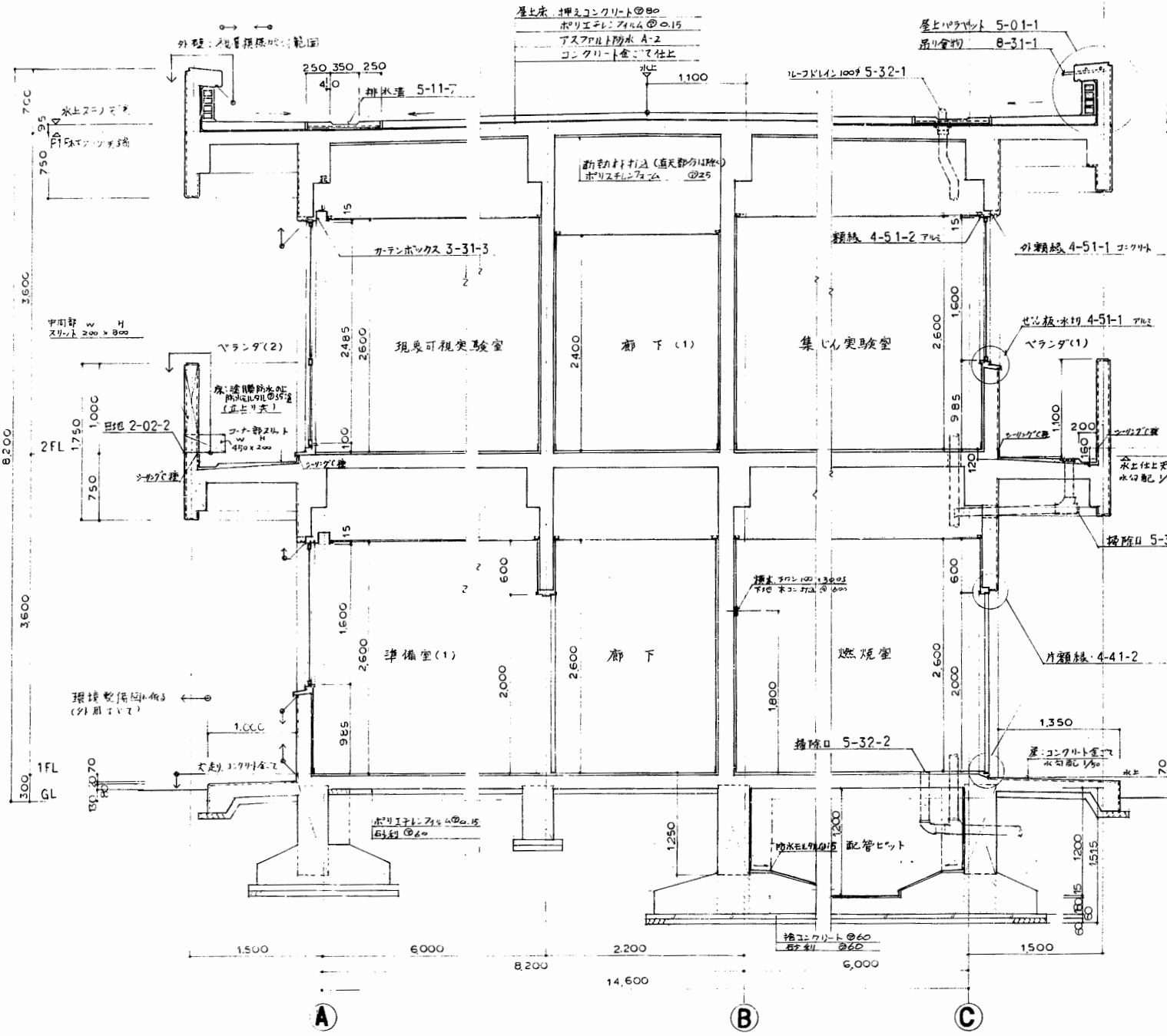


B-B 断面図 1/100

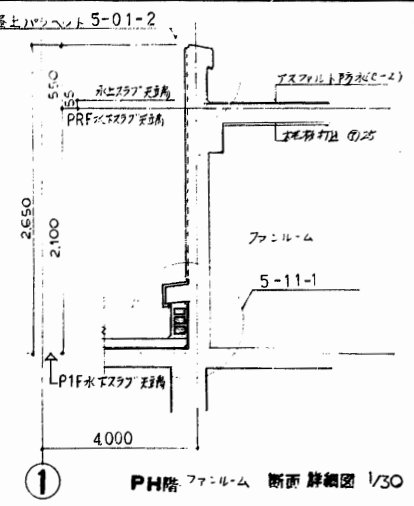
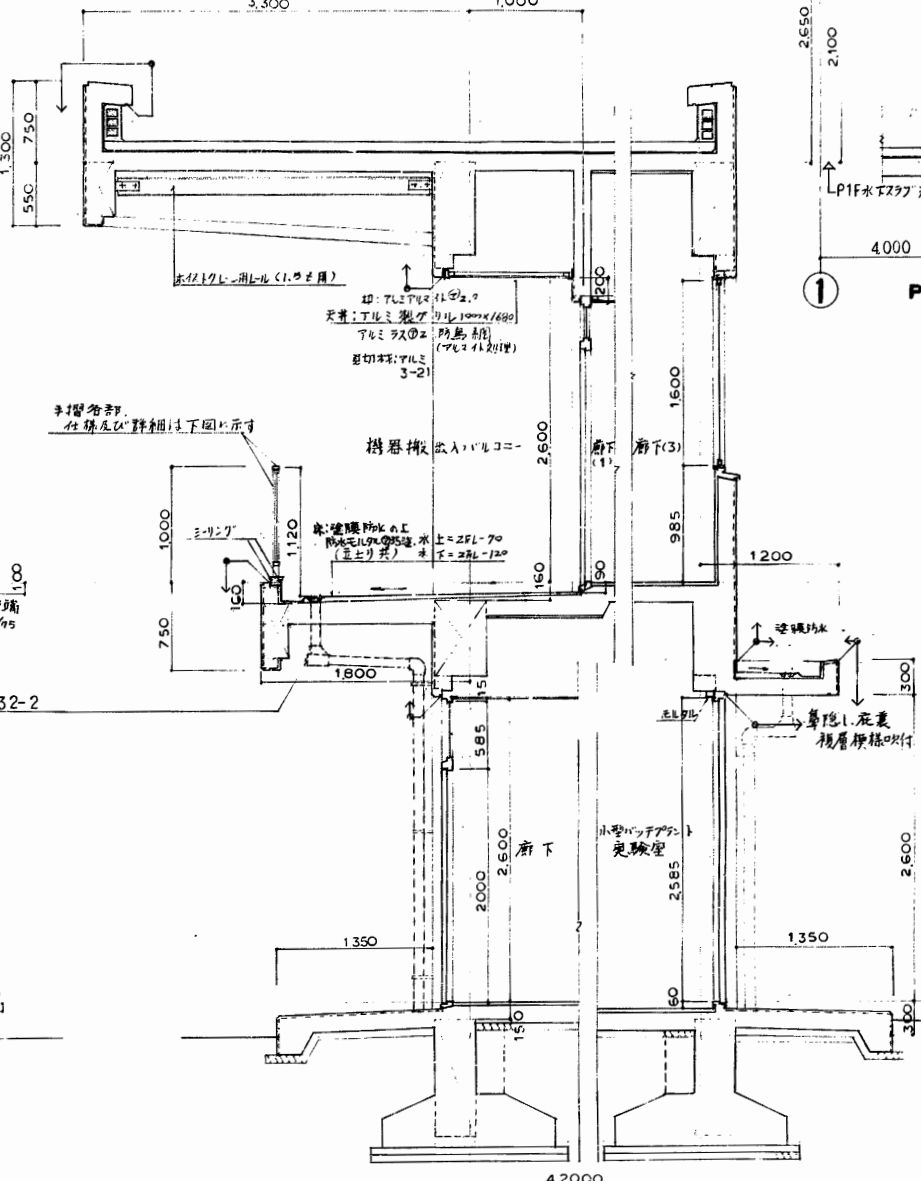
○ 事例 □ 換気装置 (設備工事)

化学安全実験棟	建築設計
立面図・断面図	縮尺 1/100
	8

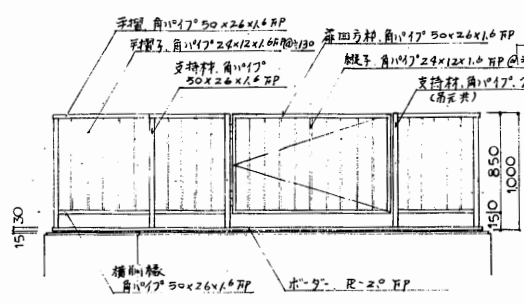




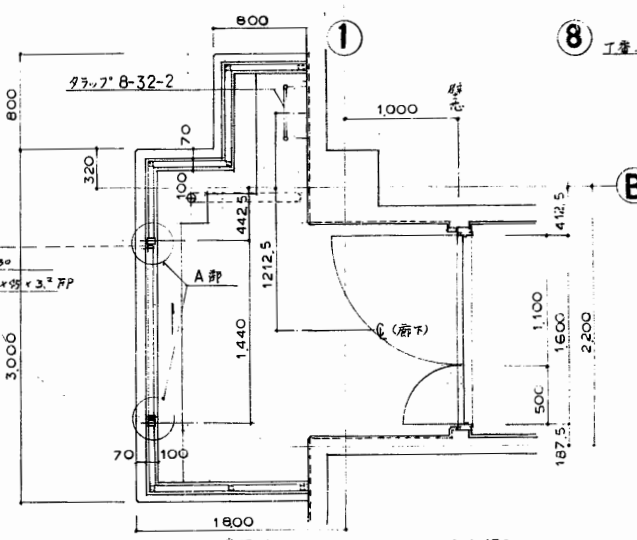
矩計図 1/30



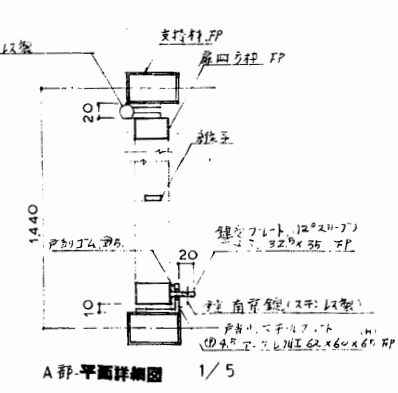
PH階 ファイルーム 断面 詳細図 1/30



2階 集塵機取入バルコニー 断面 1/30



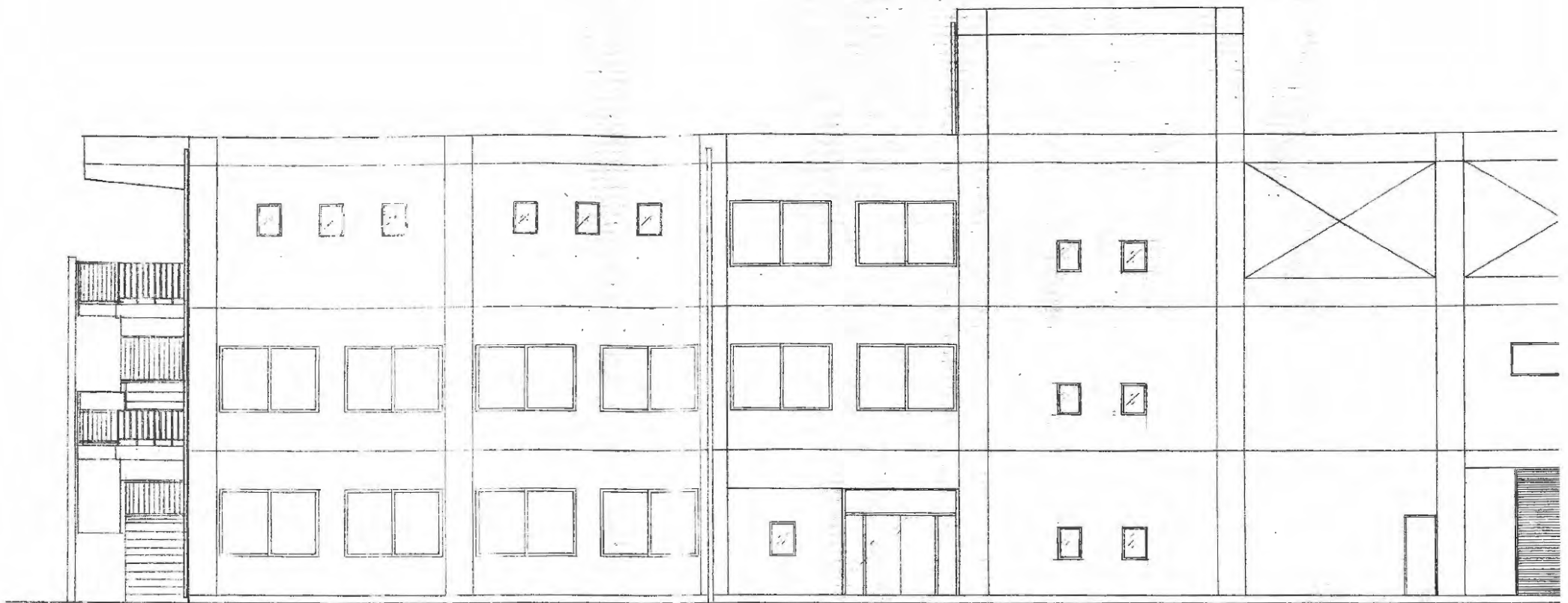
2階 集塵機取入バルコニー 平面詳細図 1/30



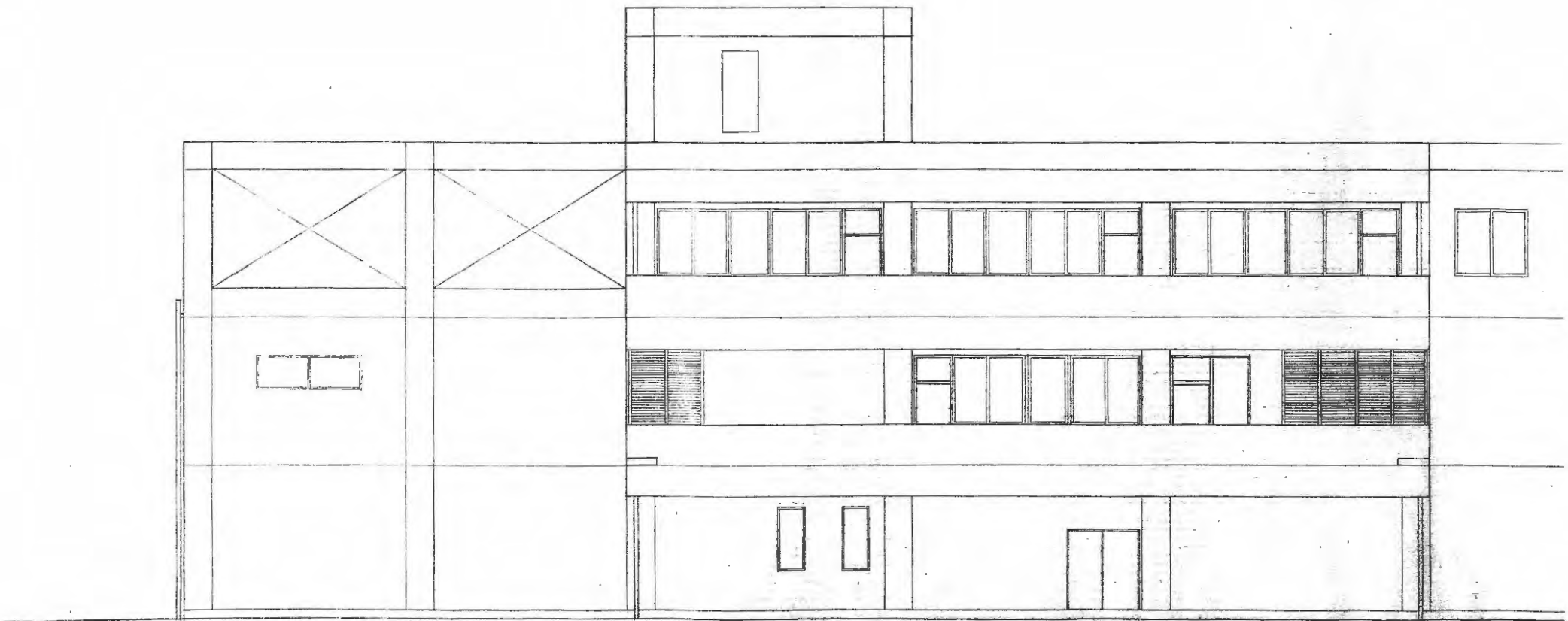
A部 平面詳細図 1/5

化学安全実験棟	建築工事
矩計図	縮尺 1/30
	9

電気安全実験棟



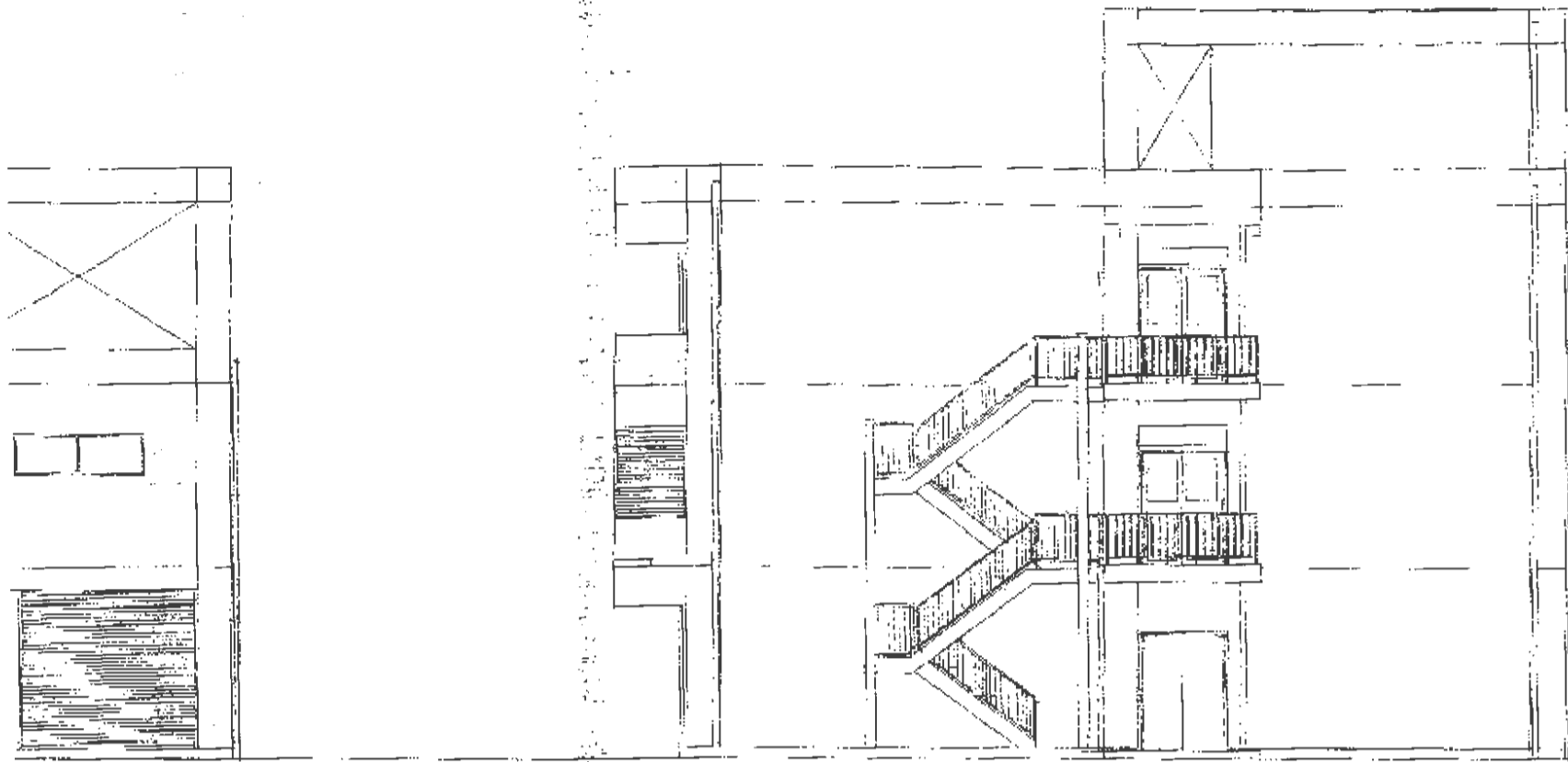
北側立面図



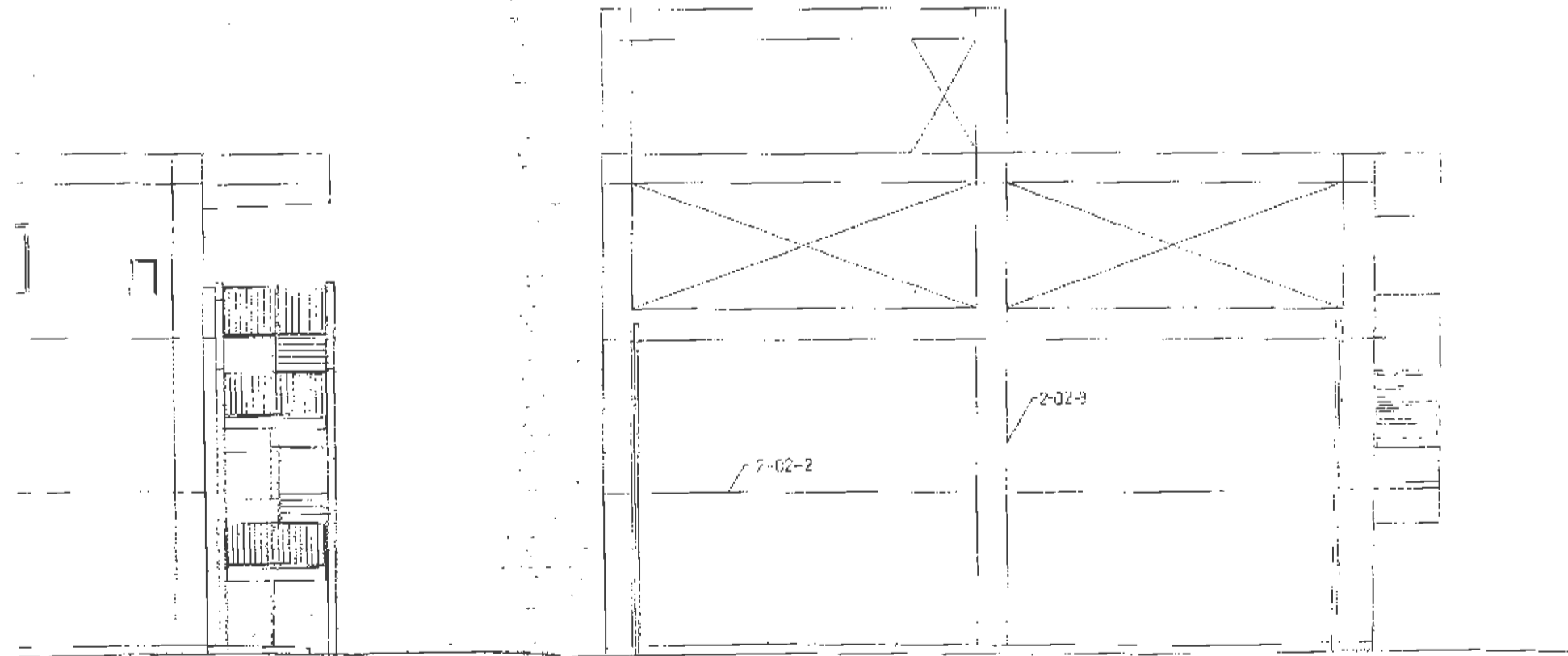
南側立面図

▽ : 非常用出入口にかわる窓

凡例

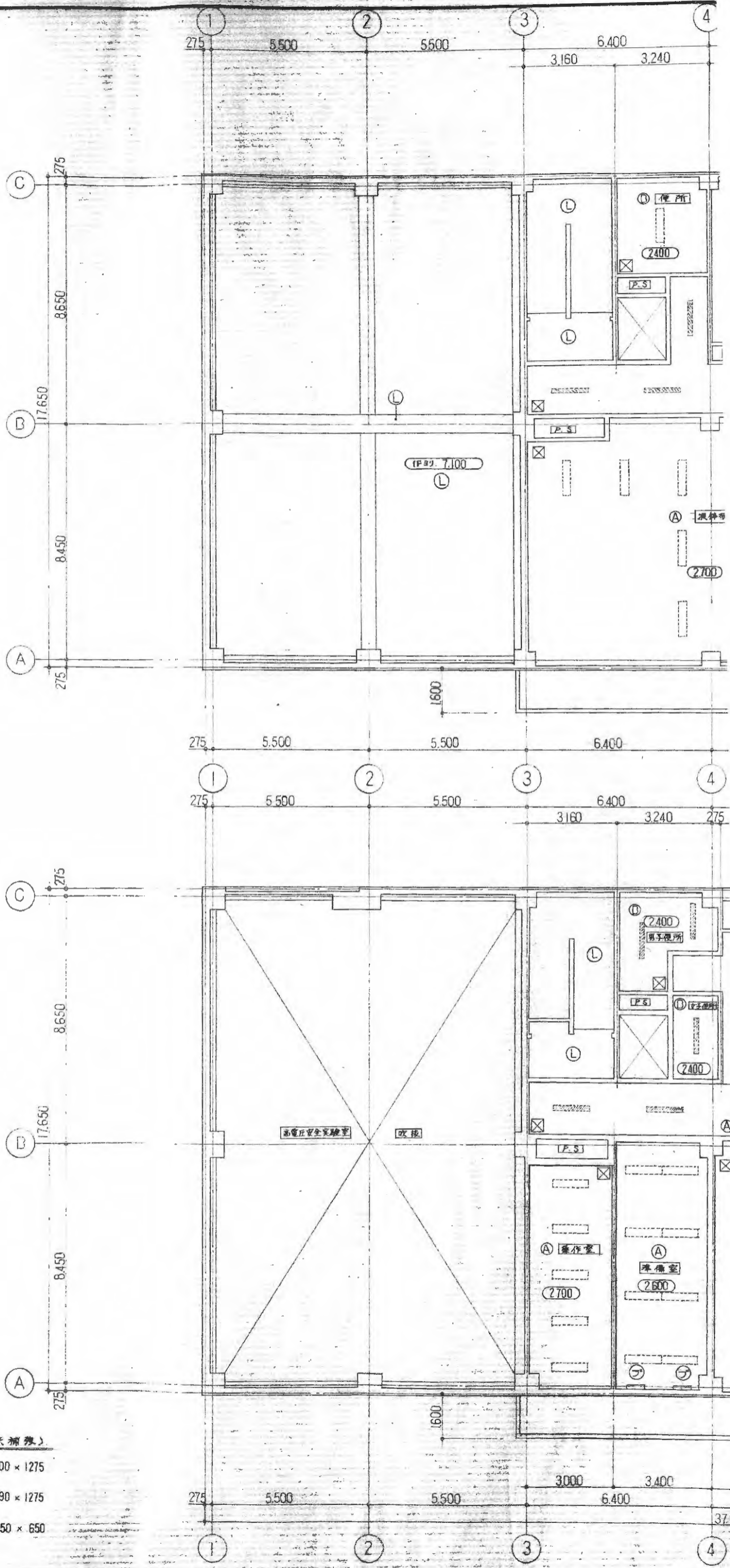


東側立面図



西側立面図

# 電気安全実験棟



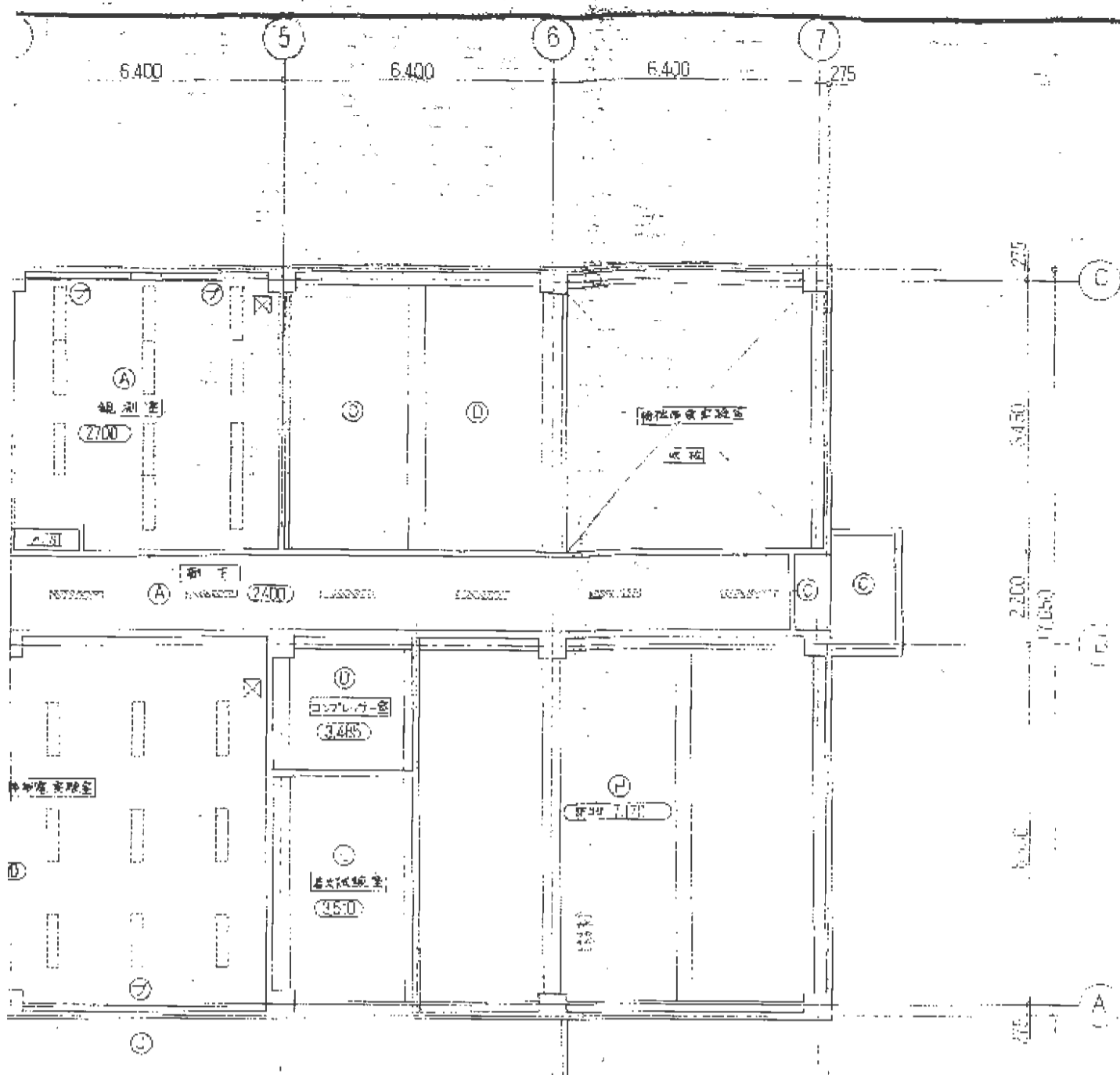
## 凡例

- (A) 化粧石膏ボード
- (B) ケイカル板 EP
- (C) コンクリート打筋シ (種 (梁型含む))
- (D) グラスウール 防炎加工済み
- (E) 不燃板・複層仕上げ
- (F) ログウール断熱材
- (G) 化粧石膏ボード
- (H) コンクリート打筋シ
- (I) 複層仕上げ
- (L) コンクリート打筋シ (種 VP<sup>2</sup>)
- (L) コンクリート打筋シ (種 軽集材吹付吹付)
- 天井高さ
- ① フライントボックス 3-31-5 W120×H150
- ② 点検口 450<sup>2</sup>
- ③A カバーボックス 3-31-5 W160×H150 L:50 (暗黒+フライト)

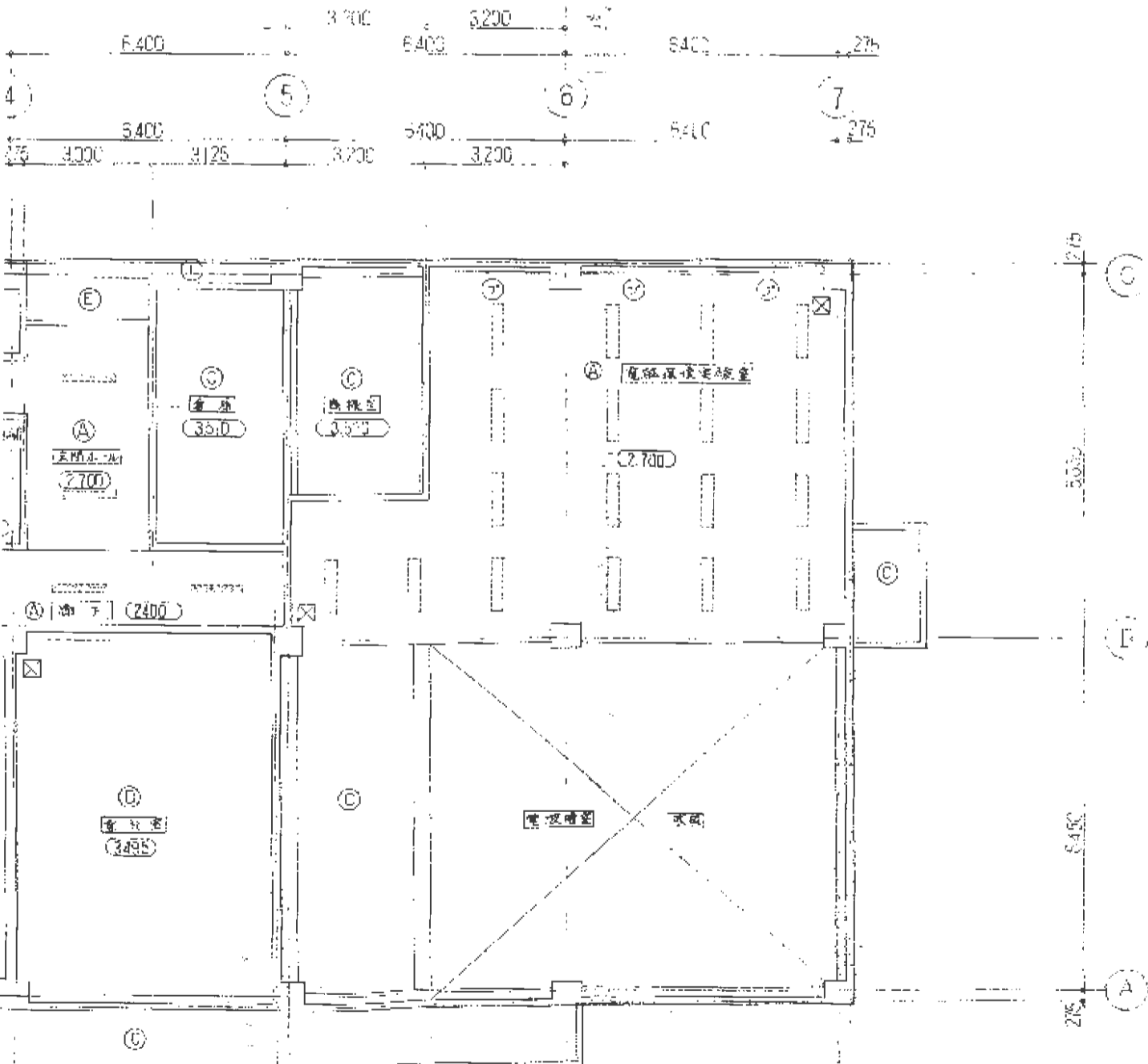
## 埋込み照明 (軽天補強)

- 300 × 1275
- 190 × 1275
- 650 × 650

# 電気安全実験棟



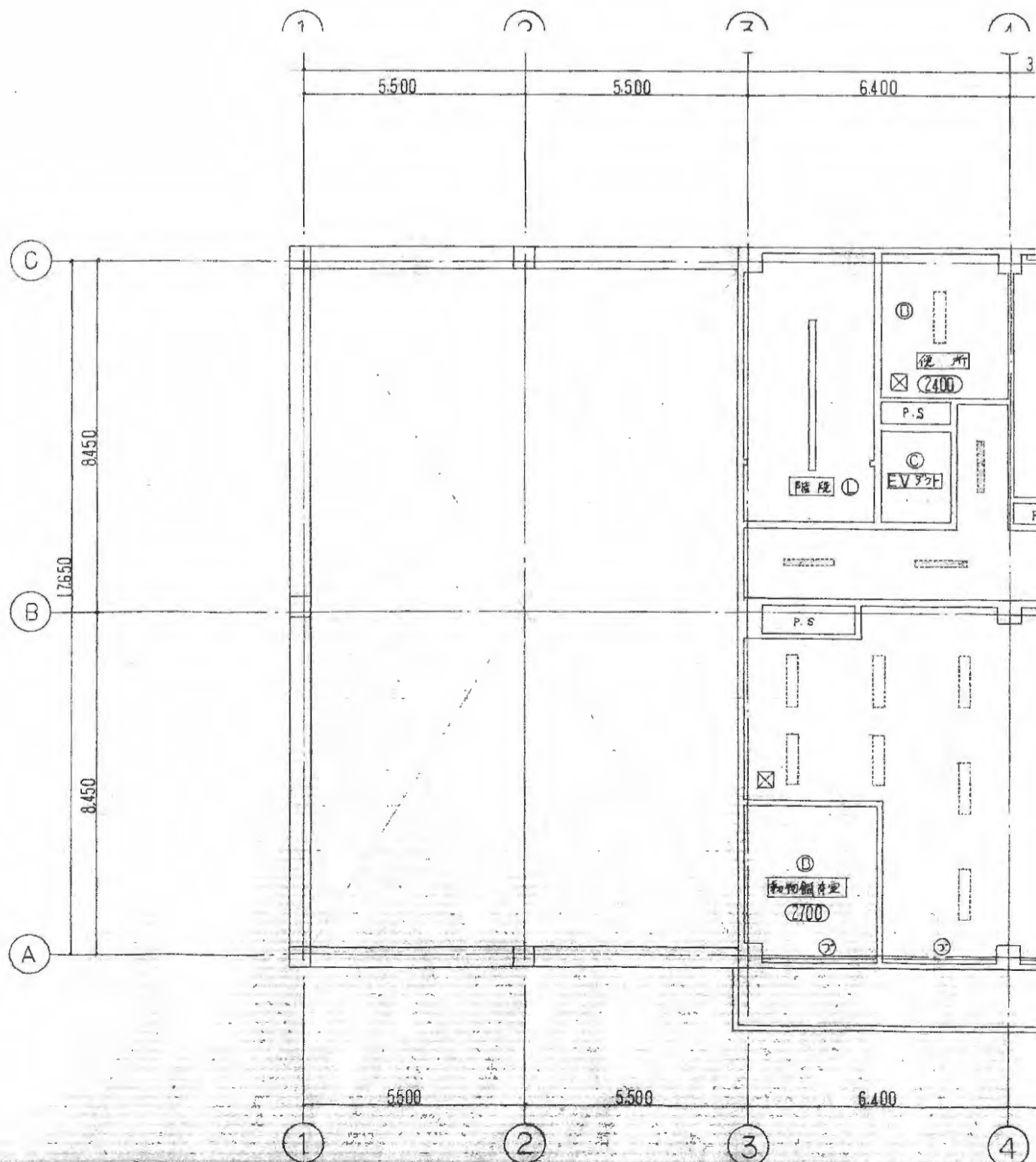
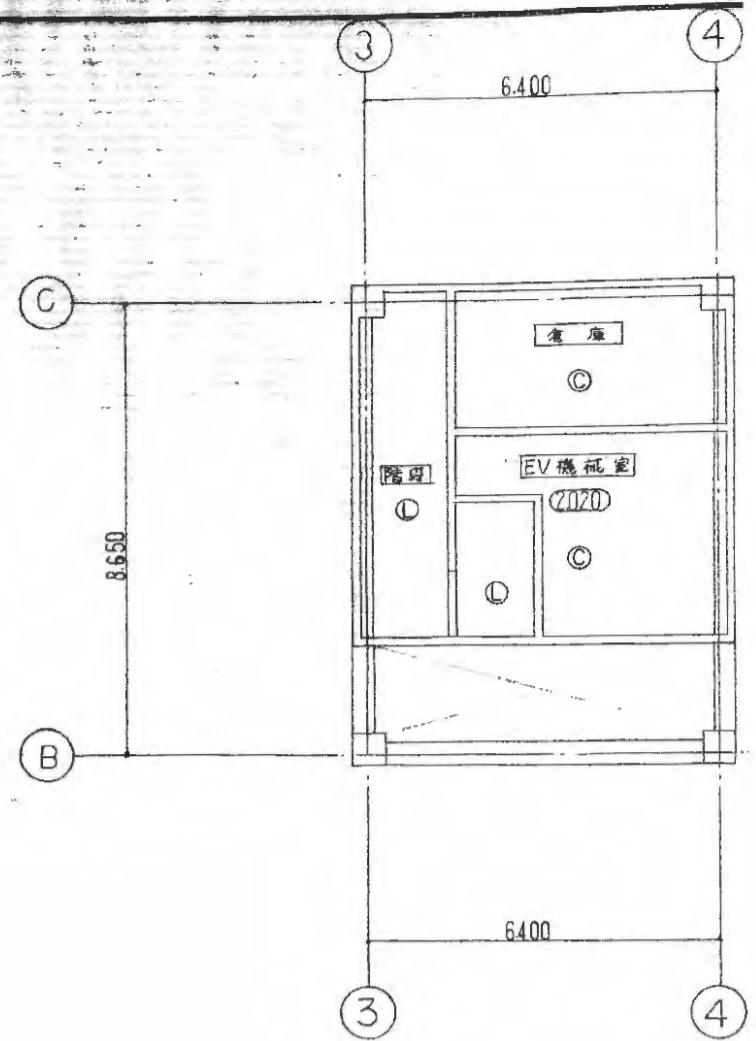
2階天井伏図 1/100



1階天井伏図 1/100

電気安全実験棟 2階天井伏図		工事設計図
1階 2階 天井伏図	縮尺 1/100	30

# 電気安全実験棟



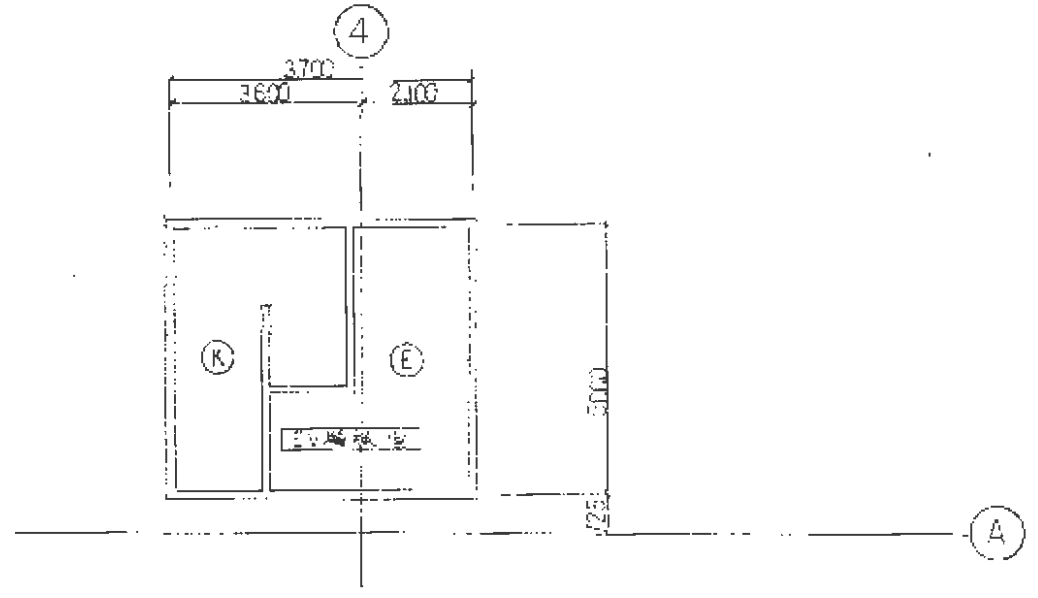
## 凡例

- Ⓐ 化粧石コウボード
- Ⓑ ケイカル板 EP
- Ⓒ コンクリート打放シ C種(梁型含)
- Ⓓ クラスワール ガラスクロス 貼リ
- Ⓔ
- Ⓕ ロックウール吸音板
- Ⓖ 木目化粧石コウボード
- Ⓗ 電線吸収体
- ① 複層仕上げ塗装
- ② コンクリート打放シ C種 VP<sup>2</sup>
- Ⓚ
- Ⓛ コンクリート打放シ C種、電線管埋込材 吹付
- 

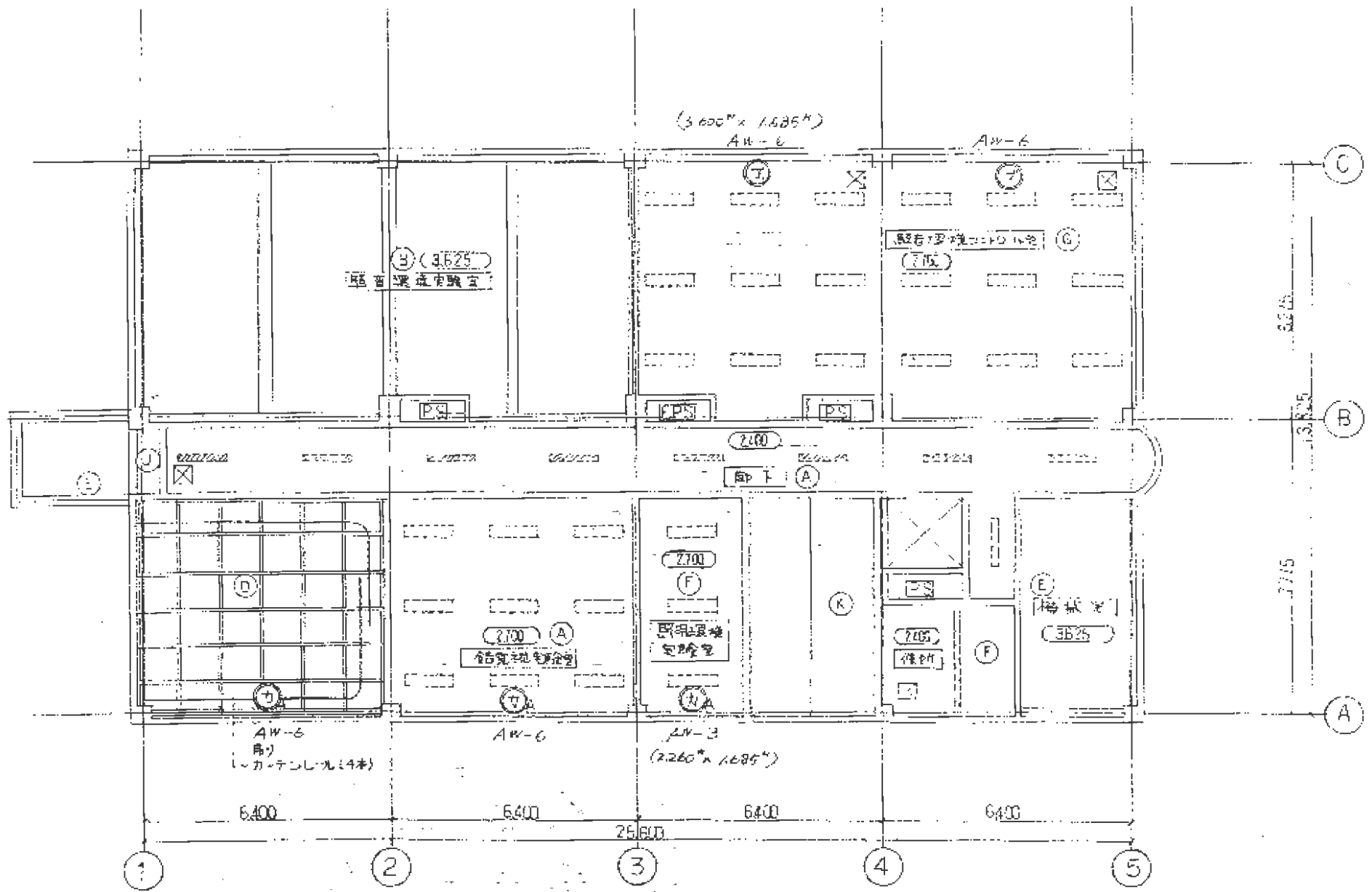
- 天井高さ
- ㊦ フライトボックス 3-31-5 W120×H150
- ⊠ 点検口 450<sup>φ</sup>
- ㊦<sub>A</sub> カーテンボックス 3-31-5 W180×H150 L=150
- ㊦<sub>D</sub> カーテンボックス W120×H100 L=150



環境安全実験棟



2階平面図 S=1/100



3階平面図 S=1/100

天井 (梁主軸線)

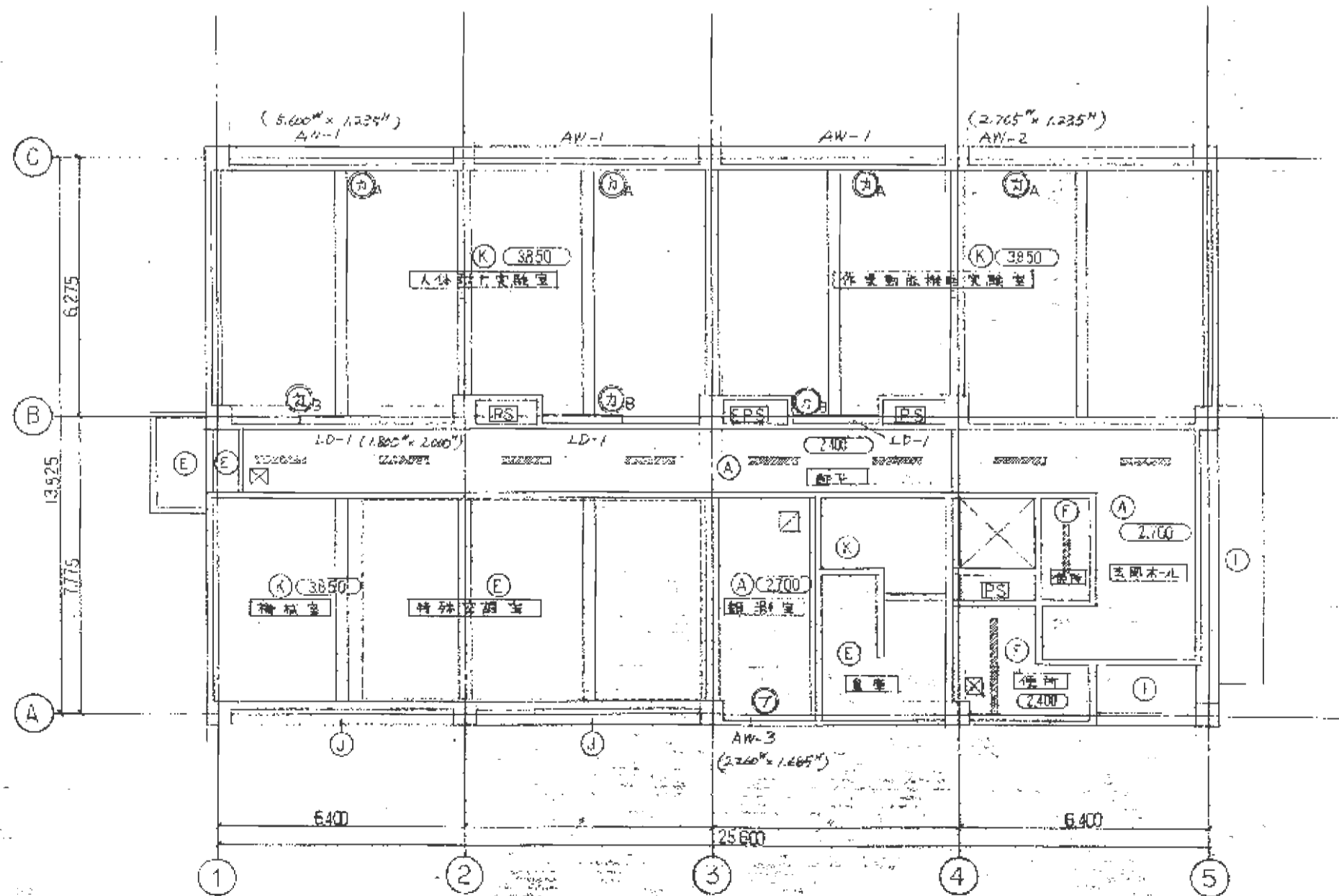
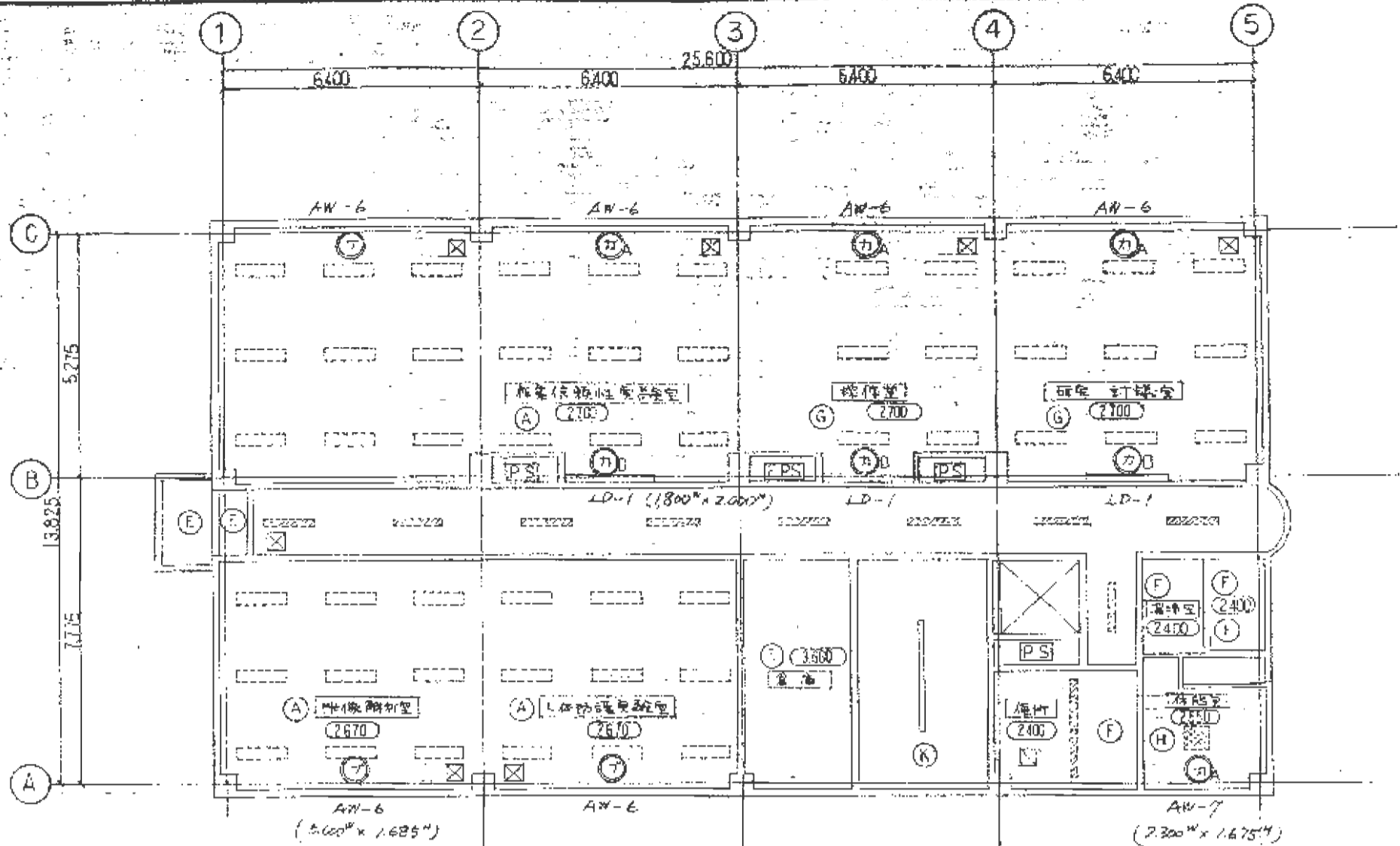
	300x1275
	190x1275
	550x650

環境安全実験棟他2棟建築工事第1図  
天井伏図 S=1/100

環境安全



環境安全実験棟



# 特記仕様及び想定施工数量

【別添3】

## <化学安全実験棟>地上2階+PH1階

### (1)外壁修繕工事(クラック処理等含む再塗装工事)

※別添1の指摘箇所の屋上、鉄部及び機械設備その他を除く全て(ただし、ハト小屋、笠木部分は実施)を補修し、併せて以下の施工数量を実施すること。

※指定材料については発注者の同意が得られれば同等も可とする。

#### 【概要】

- ・補修数量調査(外壁全面の打診・点検図面の作成)
- ・外壁面のクラック補修・鉄筋爆裂・欠損箇所補修・モルタル浮き補修
- ・外壁打継面・建具廻りのシーリング打ち替え

#### 【数量】

・下地劣化調査(報告書共)	1,586㎡
・外壁面高圧水洗浄	1,666㎡
・外壁打継・縦目地シーリング	919m
・外部建具廻りシーリング	718m
・換気フードまわり他シーリング	1式
・外壁塗装	
微弾性フィラー＋水性シリコン塗装 エスケー化研(株) 水性セラミシリコン	1,239㎡
透水性塗材(天井面) // 水性エコファイン	341㎡

### (2)一部床タイル貼り替え補修 (下地モルタル整形含む)

10枚程度

### (3)金属部塗替え

- ・西面の2階手摺 1式
- ・東面の、スチールドア、スチールガラリ2箇所 1式
- ・雨排水樋鉄管 2本計6m

### (4)タラップ改修

1式

- ・既存の西面タラップを撤去処分して、手摺り付金属製階段を設置する。
- ・設置した階段には錆止め処理を行うこと。
- ・(あらかじめ同等性能の錆止め性能がある場合を除く)

## <電気安全実験棟>地上3階+PH1階

### (1)外壁修繕工事(クラック処理等含む再塗装工事)

※別添1の指摘箇所の屋上、鉄部を除く全て(ただし、ハト小屋、笠木部分は実施)を補修し、併せて以下の施工数量を実施すること。

※指定材料については発注者の同意が得られれば同等も可とする。

#### 【概要】

- ・補修数量調査(外壁全面の打診・点検図面の作成)
- ・外壁面のクラック補修・鉄筋爆裂・欠損箇所補修・モルタル浮き補修
- ・外壁打継面・建具廻りのシーリング打ち替え

#### 【数量】

・下地劣化調査(報告書共)	1,907㎡
・外壁面高圧水洗浄	1,889㎡
・外壁打継・縦目地シーリング	962m
・外部建具廻りシーリング	500m
・換気フードまわり他シーリング	1式
・外壁塗装	
微弾性フィラー＋水性シリコン塗装 エスケー化研(株) 水性セラミシリコン	1,690㎡
透水性塗材(天井面) // 水性エコファイン	200㎡

### (2)屋上シーリング工事

656㎡

- ・標準仕様書記載のシーリング再充填工法による
- ・施工箇所は、塔屋、屋上、2階屋上とする。

### (3)一部床タイル貼り替え補修

1.6㎡程度

### (4)金属部塗替え

- ・東面のスチールドア及び昇降階段 1式
- ・雨排水樋鉄管 8本計120m

## <環境安全実験棟>地上3階+PH1階

### (1)屋上シーリング工事

355㎡

- ・標準仕様書記載のシーリング再充填工法による
- ・施工箇所は、塔屋、屋上とする。

建設工事請負契約書(案)

一 工事名 平成27年度労働安全衛生総合研究所建物外壁補修等工事 一式

二 工事場所 東京都清瀬市梅園一丁目4番6号

三 工期 自 平成 年 月 日  
至 平成 年 月 日

四 請負代金額  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額)

五 契約保証金 免除

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書二通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自一通を保有する。

平成 年 月 日

発注者 東京都清瀬市梅園一丁目4番6号  
独立行政法人労働安全衛生総合研究所  
理事長 小川 康 恭 印

受注者 住所  
氏名 印

(総則)

第一条 発注者及び受注者は、この契約書に基づき、設計図書(仕様書及び質問回答をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この契約書及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。

2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。

3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段(以下「施工方法等」という。)については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

5 この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わな

ればならない。

- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成四年法律第五十一号）に定めるものとする。
- 9 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治二十九年法律第八十九号）及び商法（明治三十二年法律第四十八号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

#### （関連工事の調整）

第二条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

#### （請負代金内訳書及び工程表）

第三条 受注者は、この契約締結後十四日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

- 2 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

#### （契約の保証）

第四条 受注者は、この契約の締結と同時に、この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証（瑕疵担保特約を付したものに限り。）を付さなければならない。

- 2 前項の場合において、保証金額は、請負代金額の十分の三以上としなければならない。
- 3 請負代金額の変更があった場合には、保証金額が変更後の請負代金額の十分の三に達するまで、発注者は、保証金額の増額を請求することができ、受注者は、保証金額の減額を請求することができる。

#### （権利義務の譲渡等）

第五条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 受注者は、工事目的物並びに工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第十三条第二項の規定による検査に合格したものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

#### （一括委任又は一括下請負の禁止）

第六条 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(下請負人の通知)

第七条 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(特許権等の使用)

第八条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督員)

第九条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

一 この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議

二 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾

三 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

3 発注者は、二名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあつてはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあつては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 第二項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 発注者が監督員を置いたときは、この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

6 発注者が監督員を置かないときは、この契約書に定める監督員の権限は、発注者に帰属する。

(現場代理人及び主任技術者等)

第十条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めると

ころにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

一 現場代理人

二 (A) [ ] 主任技術者

(B) [ ] 監理技術者

三 専門技術者（建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十六条の二に規定する技術者をいう。以下同じ。)

- 2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領、第十二条第一項の請求の受理、同条第三項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
- 3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認められた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
- 4 受注者は、第二項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- 5 現場代理人、主任技術者（監理技術者）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

(履行報告)

第十一条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(工事関係者に関する措置請求)

第十二条 発注者は、現場代理人がその職務（主任技術者（監理技術者）又は専門技術者と兼任する現場代理人にあつては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 発注者又は監督員は、主任技術者（監理技術者）、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 3 受注者は、前二項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から十日以内に発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 5 発注者は、前項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定

し、その結果を請求を受けた日から十日以内に受注者に通知しなければならない。

(工事材料の品質及び検査等)

第十三条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあつては、中等の品質を有するものとする。

- 2 受注者は、設計図書において監督員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 監督員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から七日以内に応じなければならない。
- 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。
- 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第二項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から七日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(監督員の立会い及び工事記録の整備等)

第十四条 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上調査し、又は調査について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調査し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 受注者は、前二項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調査又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があつたときは、当該請求を受けた日から七日以内に提出しなければならない。
- 4 監督員は、受注者から第一項又は第二項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から七日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく受注者の請求に七日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調査して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調査又は当該工事の施工を適切に行つたことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があつたときは、当該請求を受けた日から七日以内に提出しなければならない。
- 6 第一項、第三項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

第十五条 発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

- 2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めるときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から七日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に第二項の検査により発見することが困難であった隠れた瑕疵があり使用に適当でないと認めるときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、受注者から第二項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前二項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

（工事用地の確保等）

第十六条 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当



該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 5 第三項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

（設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等）

第十七条 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- 2 監督員は、受注者が第十三条第二項又は第十四条第一項から第三項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
- 3 前項に規定するほか、監督員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前二項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

（条件変更等）

第十八条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- 一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
- 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- 三 設計図書の表示が明確でないこと。
- 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- 五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、

受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後十四日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果において第一項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
  - 一 第一項第一号から第三号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの 発注者が行う。
  - 二 第一項第四号又は第五号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの 発注者が行う。
  - 三 第一項第四号又は第五号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 発注者と受注者とが協議して発注者が行う。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### （設計図書の変更）

第十九条 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### （工事の中止）

第二十条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前二項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

第二十一条 受注者は、天候の不良、第二条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮等)

第二十二条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

- 2 発注者は、この契約書の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する工期について、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。
- 3 発注者は、前二項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第二十三条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から十四日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第二十一条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日）から七日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第二十四条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から十四日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から七日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第二十五条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から十二月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の千分の十五を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。

ただし、協議開始の日から十四日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。

4 第一項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。

5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

7 前二項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から十四日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。

8 第三項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第一項、第五項又は第六項の請求を行った日又は受けた日から七日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

#### （臨機の措置）

第二十六条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。

3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

- 4 受注者が第一項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でない認められる部分については、発注者が負担する。

(一般的損害)

第二十七条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条第一項若しくは第二項又は第二十九条第一項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第四十二条第一項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第二十八条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第四十二条第一項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
- 3 前二項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第二十九条 工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第四十二条第一項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であつて第十三条第二項、第十四条第一項若しくは第二項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第六項において「損害合計

額」という。)のうち請負代金額の百分の一を超える額を負担しなければならない。

5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

一 工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

二 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

三 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第二次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第四項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の百分の一を超える額」とあるのは「請負代金額の百分の一を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

第三十条 発注者は、第八条、第十五条、第十七条から第二十二條まで、第二十五条から第二十七條まで、前条又は第三十三條の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から十四日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から七日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第三十一条 受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から十四日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、

発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。

- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 4 発注者は、第二項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。
- 5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払いの完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 6 受注者は、工事が第二項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前五項の規定を適用する。

#### (請負代金の支払い)

第三十二条 受注者は、前条第二項（同条第六項後段の規定により適用される場合を含む。第三項において同じ。）の検査に合格したときは、請負代金の支払いを請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から三十日以内に請負代金を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第二項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

#### (部分使用)

第三十三条 発注者は、第三十一条第四項又は第五項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第一項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

#### (第三者による代理受領)

第三十四条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第三十二条の規定に基づく支払いをしなければならない。

#### (瑕疵担保)

第三十五条 発注者は、工事目的物に瑕疵があるときは、受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、瑕疵が重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、発注者は、修補を請求することができない。

2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第三十一条第四項又は第五項の規定による引渡しを受けた日から二年以内に行わなければならない。ただし、その瑕疵が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、請求を行うことのできる期間は十年とする。

3 発注者は、工事目的物の引渡しの際に瑕疵があることを知ったときは、第一項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、受注者がその瑕疵があることを知っていたときは、この限りでない。

4 発注者は、工事目的物が第一項の瑕疵により滅失又はき損したときは、第二項に定める期間内で、かつ、その滅失又はき損の日から六月以内に第一項の権利を行使しなければならない。

5 第一項の規定は、工事目的物の瑕疵が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第三十六条 受注者の責めに帰すべき事由により工期内に工事を完成することができない場合においては、発注者は、損害金の支払いを受注者に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年二．九パーセントの割合で計算した額とする。

3 発注者の責めに帰すべき事由により、第三十二条第二項の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年二．九パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(公共工事履行保証証券による保証の請求)

第三十七条 第四条第一項の規定によりこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、受注者が次条第一項各号のいずれかに該当するときは、発注者は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう請求することができる。

2 受注者は、前項の規定により保証人が選定し発注者が適当と認めた建設業者（以下この条において「代替履行業者」という。）から発注者に対して、この契約に基づく次の各号に定める受注者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させる。

一 請負代金債権

二 工事完成債務

三 瑕疵担保債務（受注者が施工した出来形部分の瑕疵に係るものを除く。）



#### 四 解除権

五 その他この契約に係る一切の権利及び義務（第二十八条の規定により受注者が施工した工事に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。）

- 3 発注者は、前項の通知を代替履行業者から受けた場合には、代替履行業者が同項各号に規定する受注者の権利及び義務を承継することを承諾する。
- 4 第一項の規定による発注者の請求があった場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときには、この契約に基づいて発注者に対して受注者が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務（当該保証金の支払われた後に生じる違約金等を含む。）は、当該保証金の額を限度として、消滅する。

（発注者の解除権）

第三十八条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- 一 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
- 二 その責めに帰すべき事由により工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかでないときと認められるとき。
- 三 第十条第一項第二号に掲げる者を設置しなかったとき。
- 四 前三号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
- 五 第四十条第一項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- 六 受注者が次のいずれかに該当するとき。
  - イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
  - ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたときと認められるとき。
  - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したときと認められるとき。
  - ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の

- 購入契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、  
発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の十分の一に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

第三十九条 発注者は、工事が完成するまでの間は、前条第一項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（受注者の解除権）

第四十条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- 一 第十九条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が三分の二以上減少したとき。
- 二 第二十条の規定による工事の施工の中止期間が工期の十分の五（工期の十分の五が四月を超えるとときは、四月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後二月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
- 三 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。
- 2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

（解除に伴う措置）

第四十一条 発注者は、この契約が解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 受注者は、この契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第一項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 4 受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を

発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

- 5 受注者は、この契約が解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 6 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 7 第三項前段及び第四項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第三十八条の規定によるときは発注者が定め、前二条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第三項後段、第四項後段及び第五項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

（火災保険等）

第四十二条 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。

- 2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。
- 3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第一項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

（あっせん又は調停）

第四十三条 この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による中央建設工事紛争審査会（以下次条において「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

- 2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者（監理技術者）、専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第十二条第三項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第五項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第三項若しくは第五項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせ

ん又は調停を請求することができない。

(仲裁)

第四十四条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあつせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(情報通信の技術を利用する方法)

第四十五条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(補則)

第四十六条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

[別添]

仲 裁 合 意 書

工事名 墜落・転落飛来落下防止施設改修工事 一式

工事場所 東京都清瀬市梅園一丁目4番6号

平成 年 月 日に締結した上記建設工事の請負契約に関する紛争については、発注者及び受注者は、建設業法に規定する下記の建設工事紛争審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

管轄審査会名 中央建設工事紛争審査会

平成 年 月 日

発注者 東京都清瀬市梅園一丁目4番6号  
独立行政法人労働安全衛生総合研究所  
理事長 小川康恭

受注者

〔裏面〕

## 仲裁合意書について

### (一) 仲裁合意について

仲裁合意とは、裁判所への訴訟に代えて、紛争の解決を仲裁人に委ねることを約する当事者間の契約である。

仲裁手続によってなされる仲裁判断は、裁判上の確定判決と同一の効力を有し、たとえその仲裁判断の内容に不服があっても、その内容を裁判所で争うことはできない。

### (二) 建設工事紛争審査会について

建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）は、建設工事の請負契約に関する紛争の解決を図るため建設業法に基づいて設置されており、同法の規定により、あっせん、調停及び仲裁を行う権限を有している。また、中央建設工事紛争審査会（以下「中央審査会」という。）は、国土交通省に、都道府県建設工事紛争審査会（以下「都道府県審査会」という。）は各都道府県にそれぞれ設置されている。審査会の管轄は、原則として、受注者が国土交通大臣の許可を受けた建設業者であるときは中央審査会、都道府県知事の許可を受けた建設業者であるときは当該都道府県審査会であるが、当事者の合意によって管轄審査会を定めることもできる。

審査会による仲裁は、三人の仲裁委員が行い、仲裁委員は、審査会の委員又は特別委員のうちから当事者が合意によって選定した者につき、審査会の会長が指名する。また、仲裁委員のうち少なくとも一人は、弁護士法の規定により弁護士となる資格を有する者である。

なお、審査会における仲裁手続は、建設業法に特別の定めがある場合を除き、仲裁法の規定が適用される。

## 談合等の不正行為に関する特約条項

発注者（以下「甲」という。）及び受注者（以下「乙」という。）が平成27年 月 日付けで締結した契約（以下「本契約」という。）について、談合等の不正行為に関し、次の特約条項の締結を行うものとする。

（談合等の不正行為に係る解除）

第1条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
  - 二 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の3若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第2条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、請負（契約）金額（本契約締結後、請負（契約）金額の変更があった場合には、変更後の請負（契約）金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令又は同法第66条第4項の規定による当該排除措置命令の全部を取り消す審決が確定したとき。
- 二 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令又は同法第66条第4項の規定による当該納付命令の全部を

取り消す審決が確定したとき。

三 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

四 乙又は乙の代理人が刑法第96条の3若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(違約金に関する遅延利息)

第3条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年 月 日

発注者（甲） 東京都清瀬市梅園一丁目4番6号  
独立行政法人労働安全衛生総合研究所  
理事長 小川 康 恭

受注者（乙）